

はじめに

令和2年は新型コロナウイルスが世界中を席卷し、我が国も大きな困難に直面しました。いまだ終息しない感染拡大に対して、人類の協調と知恵の結集、行動力が試されていると感じます。

新型コロナウイルスの影響もあり、世の中を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。人と人が直接会うことが困難になる中、情報技術によって直接会わなくても顔を見ながら会話ができる環境が整備され、子どもたちは学校に行かなくても授業が受けられるような仕組みまで全国に普及しました。

私たちの住む野辺地町は、青森県において、豊かな自然に恵まれ、農林水産業が発達し、新鮮な食物を享受することができます。冬はスキーができ、短い夏は緑がまぶしいくらいの木々が生き生きと風に揺られています。

野辺地町は、こうしたふるさとを愛し、次の世代に豊かなふるさとを残すため、今一度、皆で手を携え、「未来につなげる幸せのまち」づくりを進めます。

計画策定のために、アンケートにお答えくださった町民・中学生の皆様、インタビューにに応じていただいた各種関係団体の皆様、懇談会に参加してくださった町民の皆様、まちづくり委員会の委員の皆様、その他関係者の皆様に心より感謝申し上げます。また、第6次野辺地町まちづくり総合計画を実行していく上で更なるご協力・ご支援・ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

もくじ

第6次野辺地町まちづくり総合計画

序論

1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の性格と役割	1
3 計画の構成と期間	2
(1) 計画の構成	2
(2) 計画の期間	2
4 世の中の動き	3
5 野辺地町の動き	4
(1) データから見る野辺地町	4
①人口ピラミッド	4
②将来人口予測	5
③厳しい財政状況	6
(2) 住民アンケート結果から見る野辺地町	7
①住みやすさ	7
②定住意向	7
③優先すべき施策	8
(3) 中学生アンケート結果から見る野辺地町	9
①野辺地のことが好きか	9
②定住意向	9
(4) のへじ♡ファン ミーティング (抜粋)	10

I 基本構想

1 野辺地町のこれから (将来像)	11
(1) 将来像	11
(2) 基本目標と施策体系	12
2 基本目標の方針	13

Ⅱ 前期基本計画

1 施策の展開	14
(1) 前期基本計画の見方	14
(2) SDGsとは	15
基本目標1：支え合い切れ目のない保健福祉	17
(1) 地域福祉の推進	17
(2) 子育て支援の充実	19
(3) 高齢者福祉の充実	21
(4) 障がい者福祉の充実	23
(5) 健康づくりの推進	25
(6) 社会保障等の充実	27
基本目標2：工夫と連携の地域産業	29
(1) 農林業の振興	29
(2) 水産業の振興	31
(3) 商工業の振興	33
(4) 観光の振興	35
(5) 雇用促進・労働環境の改善	37
基本目標3：誰もが学べる教育	39
(1) 学校教育の充実	39
(2) 生涯学習の推進	41
(3) スポーツの推進	43
(4) 文化・芸術活動の推進	45
(5) 交流活動の推進	47
基本目標4：住み続けたい生活環境	49
(1) 消防・防災・救急医療対策の強化	49

(2) 防犯・交通安全対策の充実	51
(3) 道路及び公共交通の整備・充実	53
(4) 上水道の維持・整備	55
(5) 土地の有効利用	57
(6) 住環境の改善	59
(7) 合併処理浄化槽の普及・推進	61

基本目標5：活用して保全する環境	63
(1) 自然環境の保全と再生可能エネルギーの利活用の推進	63
(2) 廃棄物処理とリサイクルの推進	65

基本目標6：メリハリのある行財政	67
(1) 協働のまちづくりの推進	67
(2) 広報・広聴の充実	69
(3) 計画的・効率的な行財政運営の推進	71
(4) 広域行政の推進	73

Ⅲ 資料編

1 用語解説	75
2 策定組織体制	77
(1) 体制図	77
(2) まちづくり委員会、策定委員会及び策定幹事会委員名簿	78
①まちづくり委員会委員名簿	78
②策定委員会委員名簿	79
③策定幹事会委員名簿	80
3 策定経過	81
4 野辺地町まちづくり総合計画策定委員会等設置要綱	83
野辺地町町民憲章	86

序論

1 計画策定の背景と目的

野辺地町では、平成 23 年に、第 5 次野辺地町まちづくり総合計画（平成 23 年度～令和 2 年度）を策定し、将来像「笑顔あふれるまち のへじ」の創造を目指して、各種施策を積極的に推進してきました。

継続的かつ発展的なまちづくりを推進していくために、次の 10 年間を見据えた町の基本指針となる第 6 次野辺地町まちづくり総合計画を策定し、健全財政の維持と住民福祉の向上に向けて、町政運営を行っていくこととします。

2 計画の性格と役割

「総合計画」は、地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画です。

野辺地町の将来像実現のためには、財源や人員配置も考慮し、持続可能な行財政運営の実現に向けた指針となるものです。

第 6 次総合計画は、そうした町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、今後、野辺地町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を果たすものです。

役割 1 町民参画のまちづくりを進めるための共通目標

今後のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、町民と行政が協働してまちづくりに取り組むための共通目標となるものです。

役割 2 地域経営を進めるための行財政運営の指針

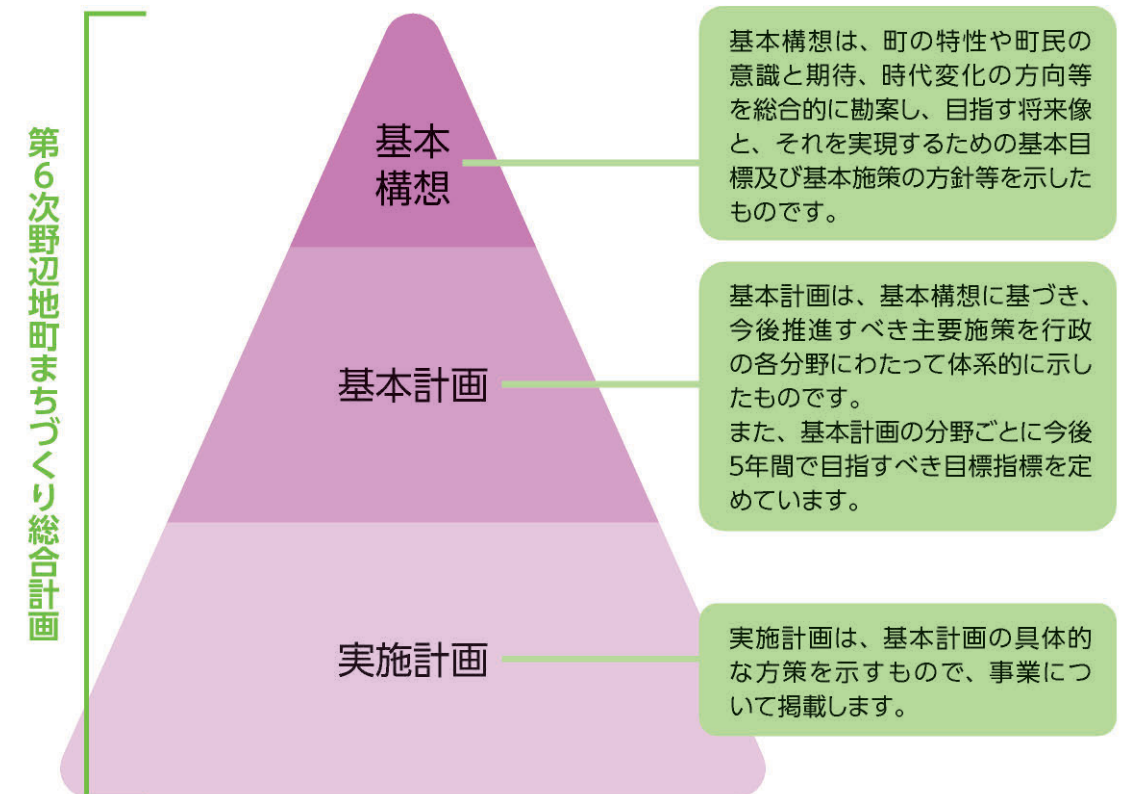
地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための、行財政運営の総合指針となるものです。

役割 3 広域行政に対する連携の基礎

国や青森県、北部上北広域事務組合¹や上十三・十和田湖広域定住自立圏²等の広域的な行政に対して、本計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

3 計画の構成と期間

1 計画の構成



2 計画の期間

計画期間は、基本構想を 10 年間、基本計画を前期・後期各 5 年間とします。ただし、必要に応じて修正するものとします。

実施計画は 3 年間以上の計画とし、毎年見直しを行います。

基本構想 10 年間（令和 3 年度～令和 12 年度）

前期基本計画 5 年間
（令和 3 年度～令和 7 年度）

後期基本計画 5 年間
（令和 8 年度～令和 12 年度）

実施計画（3 年間以上分を毎年見直し）

¹ 構成町村は、野辺地町、横浜町、六ヶ所村の計 3 町村

² 構成市町村は、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、秋田県小坂町の計 10 市町村

4 世の中の動き

- 全国的な人口減少
- 少子高齢化が進み、様々なところで担い手不足が深刻化
- 子育て世代の減少が深刻化
- 子どもの数が減少し、学校の統廃合が進展

人口減少

- 労働力不足が深刻化
- 人口減少に伴い市場規模が縮小すると、事業所の撤退等の可能性
- 働き方改革によって多様な働き方が可能に
- 外国人労働者が増加

労働力不足

- 要介護状態になっても、介護職の不足で介護施設に入れない状態
- 空き家が目立つように
- 災害や犯罪の多様化
- 消防・救急体制の広域化
- 医師不足と広域医療連携
- 新型コロナウイルスと新しい生活様式

安全・安心

女性活躍推進

担い手不足

福祉人材不足

商業の衰退

電子決済

スマート農業

関係人口

見守り活動

単身高齢者の増加

LGBT

生涯活躍推進

再生可能エネルギー

空き家・空き店舗

貧困

地震

豪雨

雪対策

マイナンバー

異常気象

- AI・IoT・ビッグデータ等の最新情報技術が飛躍的に発展
- 生活の様々な面で便利になる可能性
- 通信基盤の強化とそれを使いこなす必要性の高まり

第4次産業革命

- 自然災害や差別、貧困などが世界的に深刻化
- 17 の国際目標に向けた取組強化
- 国だけでなく、自治体における取組の推進の必要性

SDGs

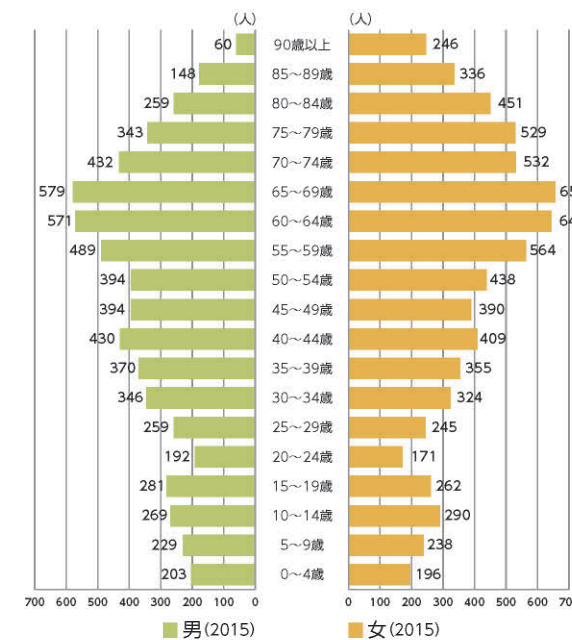
- インフラ（道路や公共施設等）の老朽化
- 公共交通の利便性低下
- 医療や福祉にかかる費用の増大
- 人口減少により税収の低下

行財政

5 野辺地町の動き

1 データから見る野辺地町

1 人口ピラミッド

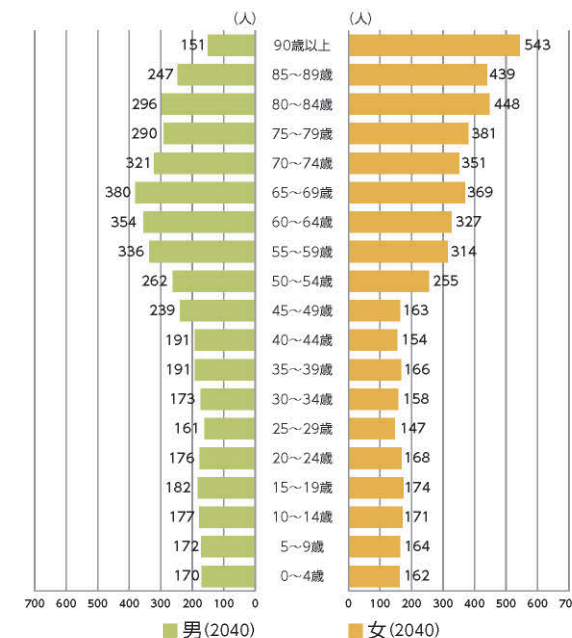


2015年
総人口は 13,524人

2015年の人口ピラミッドでは、60～64歳、65～69歳が多い層になっています。

老年人口(65歳以上)は4,571人で、年少人口(0～14歳)は1,425人と、約3倍の差となっています。

若年層に向かうに従ってグラフが先細りしていく形をしていることから、将来的に人口減少が加速する可能性があります。



2040年
総人口は 9,524人

2040年の人口ピラミッドでは、80～84歳が最も多い層になっています。

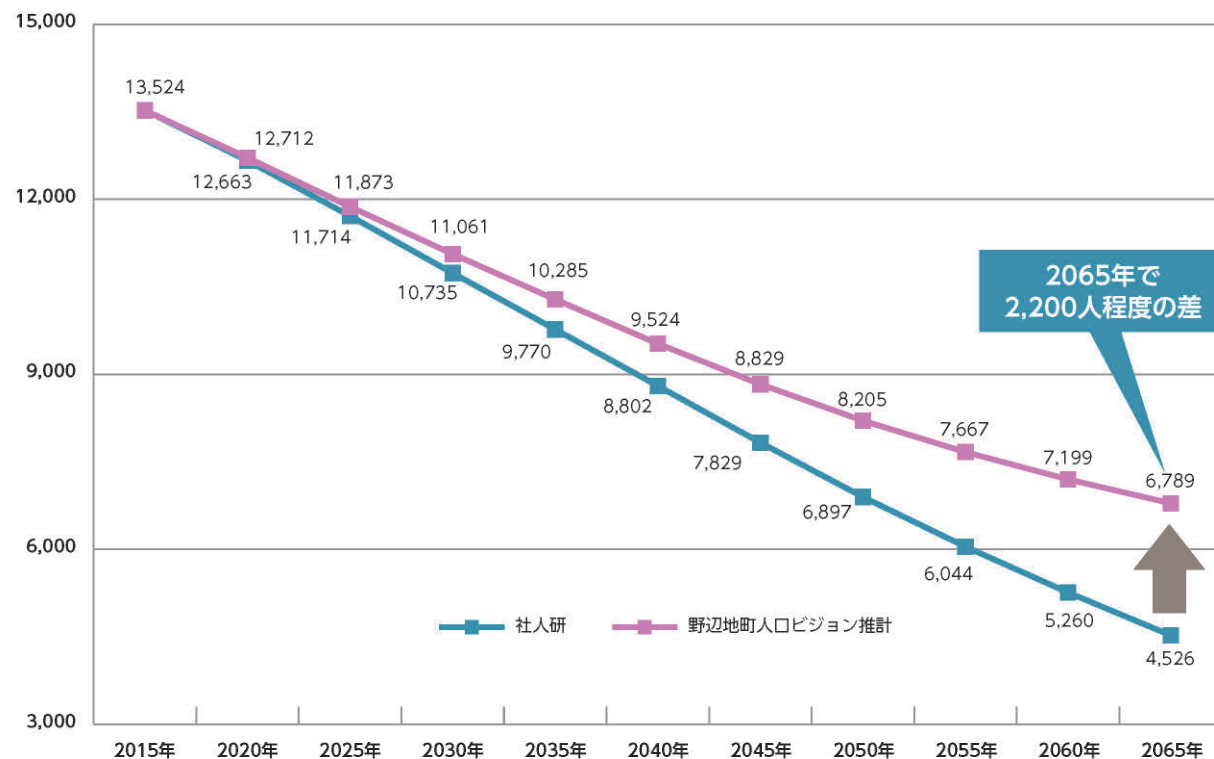
2015年と比べると、ピラミッドの形は逆三角形に近くなり、年少人口の割合は約11%程度にまで減ることが予測されています。

男性に比べて女性の年少・生産年齢人口が非常に少なくなっていくことが見込まれています。

出典) 総務省「国勢調査」、「野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年3月改訂版)」

2 将来人口予測

野辺地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月改訂版）では、当町の人口は今後減少傾向で推移していくことが見込まれ、約20年後の2040年には総人口が9,524人になることが予測されています。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）³の推計よりも減少率を抑制していく予測をしており、今後、さらに人口減少対策に取り組んでいく必要があります。



将来展望での仮定

- ①合計特殊出生率…2030年に1.8、2040年に2.07に上昇（＝国・青森県ビジョンに準拠）。
- ②社会増減……………2045年に移動均衡（＝国・青森県ビジョンに準拠）。



なぜ2つの推計に開きがあるの？

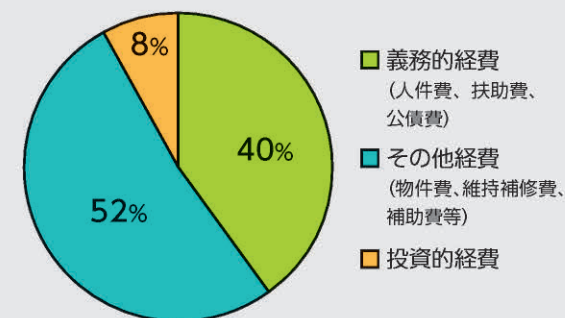
社人研の推計は、これまでの傾向が続くとどうなっていくかという推計をしています。一方、野辺地町人口ビジョン推計では社人研の推計に上記のような仮定を設定して推計しています。このため、2つの推計には開きが生じます。

3 厳しい財政状況

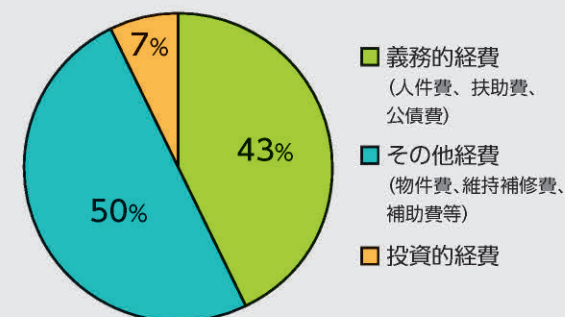
過去3年間の一般会計における歳出構成比の推移は下表のとおりです。

一般会計（歳出決算額）

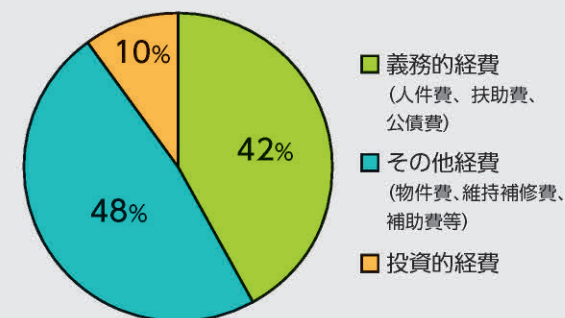
H28



H29



H30



平成28年度から平成30年度の一般会計の決算では、歳出総額は約62～63億円でした。このうち、人件費や扶助費などの義務的経費は40～43%を占めており、物件費や維持補修費などのその他経費は48～52%となっています。公共施設建設や道路整備などに使える投資的経費はわずか7～10%にとどまっています。

今後、高齢化が進行することに伴い、扶助費の割合が増加していくことが見込まれます。扶助費は義務的経費に含まれるため、義務的経費の割合が増加していく可能性があります。

また、老朽化が進む公共施設や道路・橋梁などの維持補修費も増加していくことが見込まれます。さらに、人口が減少していくことで町税の減少も見込まれます。

限られた財源を有効に活用することが今まで以上に重要になってきています。事業の優先順位を決定し、税収等の歳入状況を勘案したうえで予算編成を行い、各施策を推進していく必要があります。

持続可能な行財政運営を維持していくために、財源の確保、効率的な事務事業の実施や事業効果の検証等を継続的に行う必要があります。なお、新型コロナウイルス感染症による今後の見通しについても考慮した財政運営を行っていく必要があります。

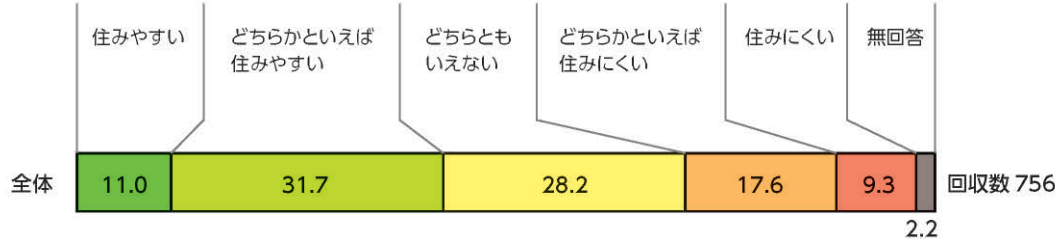
³ 厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

2 住民アンケート結果から見る野辺地町

項目	内容
調査対象	18 歳以上の町民
配布数	2,000
調査方法	郵送による回答
調査時期	令和元年 8 月～9 月
回収数	756
回収率	37.8%

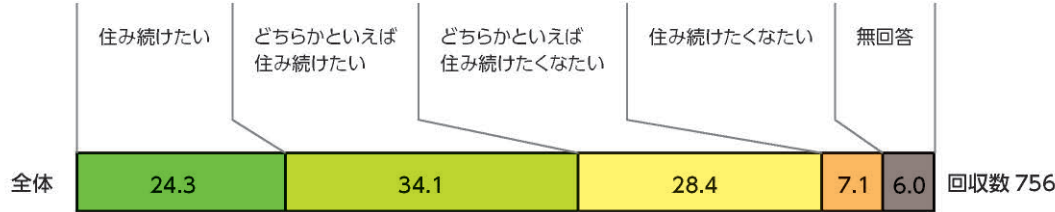
本調査は、「第6次野辺地町まちづくり総合計画」の策定にあたって、町への愛着度や今後の定住意向をはじめ、町の各環境に関する満足度・重要度、今後のまちづくりの特色など、町民の意識やニーズを把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

1 住みやすさ



「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」を合わせた**肯定的な意見は 42.7%**となっています。
一方、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」を合わせた**否定的な意見は 26.9%**となっています。

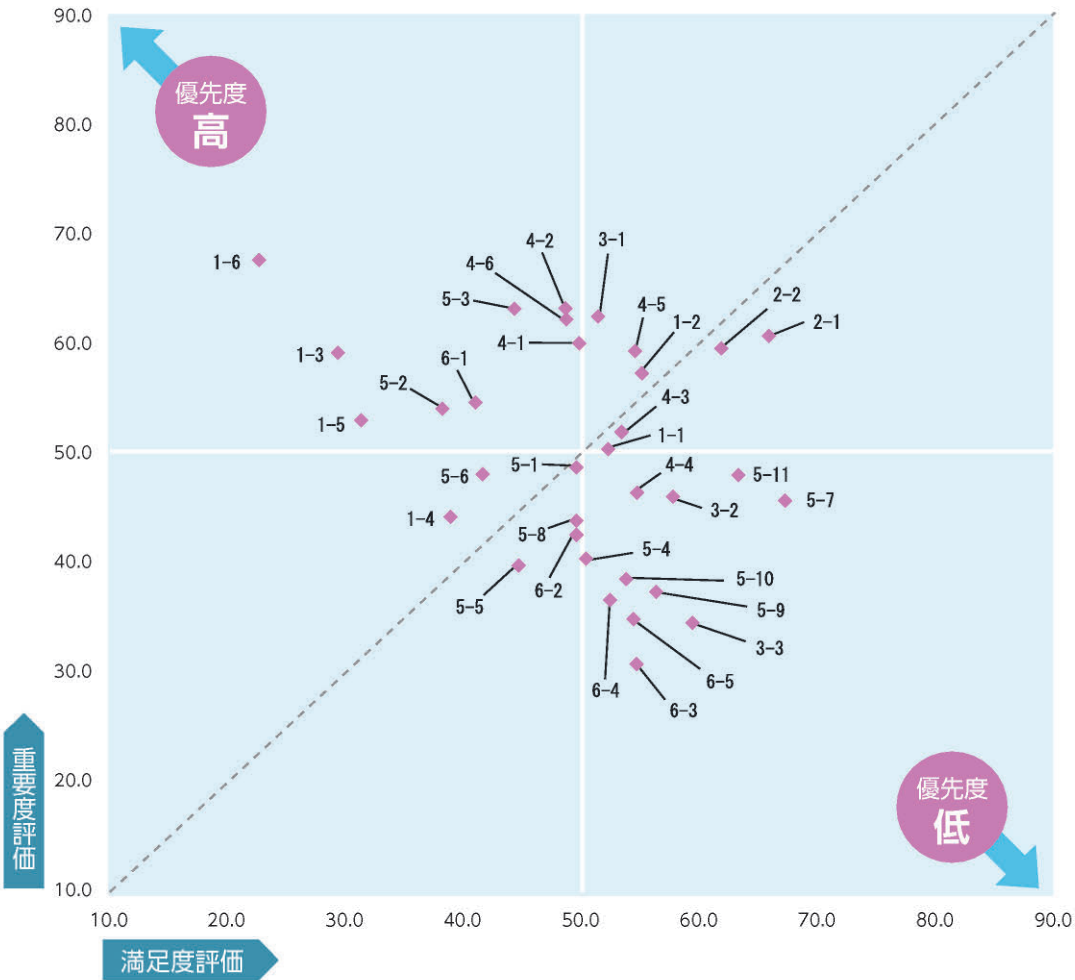
2 定住意向



「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた**肯定的な意見は 58.4%**となっています。
一方、「どちらかといえば住み続けたくない」と「住み続けたくない」を合わせた**町外への転出意向は 35.5%**となっています。

3 優先すべき施策

満足度と重要度の分析結果を踏まえ、今後優先的に取り組むべき施策項目を抽出するための一つの試みとして、満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成しました。このグラフでは、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。



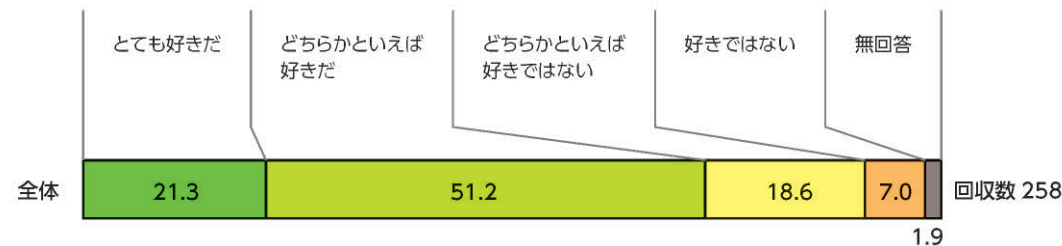
優先度の高い順			
1-6 雇用・企業誘致	5-6 住宅・宅地・定住環境	5-8 下水道	5-7 上水道
1-3 商業	1-4 工業	6-2 広域行政	6-3 地域間交流
1-5 観光	4-5 高齢者福祉	5-4 情報通信基盤	3-3 歴史・文化・芸術
5-3 雪対策	1-2 水産業	4-4 地域福祉	
5-2 公共交通	5-1 道路・交通網	3-2 社会教育・スポーツ	
6-1 行財政	4-3 障がい者（児）福祉	5-11 環境衛生	
4-2 保健・医療	1-1 農林業	6-4 男女共同参画	
4-6 社会保障	2-2 防犯・交通安全	5-10 公園・緑地	
3-1 学校教育	5-5 土地利用	6-5 町民との協働	
4-1 子育て支援・児童福祉	2-1 消防・防災	5-9 景観・自然環境	

3 中学生アンケート結果から見る野辺地町

項目	内容
調査対象	野辺地中学校生徒全員
配布数	274
調査方法	学校における配布・回収
調査時期	令和2年7月
回収数	258
回収率	94.2%

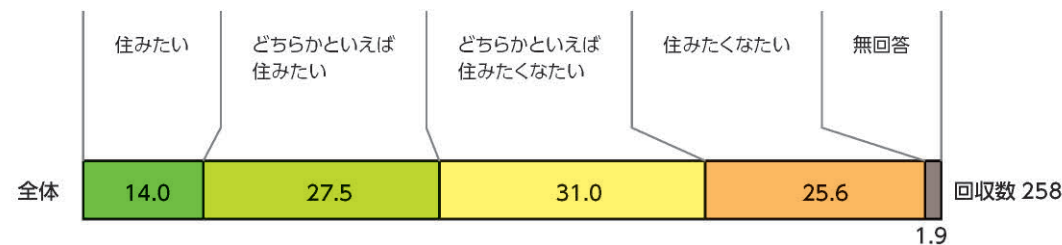
本調査は、「第6次野辺地町まちづくり総合計画」の策定にあたって、町への愛着度や今後の定住意向をはじめ、今後のまちづくりの特色など、中学生の意識やニーズを把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

1 野辺地のことが好きか



「とても好きだ」と「どちらかといえば好きだ」を合わせた**肯定的な意見は72.5%**となっています。
一方、「どちらかといえば好きではない」と「好きではない」を合わせた**否定的な意見は25.6%**となっています。

2 定住意向



「住みたい」と「どちらかといえば住みたい」を合わせた**肯定的な意見は41.5%**となっています。
一方、「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」を合わせた町外への**転出意向は56.6%**となっています。

4 のへじ♡ファン ミーティング（抜粋）

項目	内容
調査対象	野辺地町各地域
調査方法	町長を囲む住民懇談会
調査時期	令和2年7月28、30日 8月1、3、5、7日

本調査は、「第6次野辺地町まちづくり総合計画」の策定にあたって、人口減少時代のまちづくりへの思い等を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

まちづくりで一番大事なことは、地域づくりじゃないかなと個人的に考えています。『地域が元気になるれば町も元気になるんじゃないか。』それで地域活動をしていてずっと感じている事は、昔は自分たちでできる事は自分たちでやってきたはずなんです。『議員に言えばすぐやってくれる』というようなことが多くなってきていますよね。
「わたしたちの町だから、わたしたちでできるのはわたしたちでやろう」という住民・町民になるようにすれば、無いお金を使うべき所に有効に使えるようになるのではないかなと常々感じています。

子どもが少なくなっているんで、野辺地小学校一つにしてはどうか。有戸は前から送迎してもらっている。クラブ活動も人数が減って大変だと思う。

光ケーブルを通してほしい。携帯を使うにもすごく不便みたいで、どういったところをお願いすればいいの。有戸地区には光回線が通っていない。

プレミアム商品券の共通券が少ないので、利用価値が少ないという意見がある。



子育ての環境という事で、やはり子どもも1人目、2人目、3人目となるとその教育費とかそういった心配も出てきます。産めば産むほどというわけではないんですけど、出産をすることでメリットがあるような政策をお願いできればと思います。

人口減少対策に対して、色々な意見があると思うが、子育て支援を充実させるというのはすごくいいことだと思います。ただ、子育て支援が充実しているから子どもを作ろうという風にはならないと思う。魅力的な男女が増えるといい。それに加えて、人口減少対策、人口を増やせない中で生活を維持するにはという話があったが、AIでもできる業務をAIにやらせるといいと思う。

野辺地町も、郊外の開発を禁止して、町中の空き店舗や空き家が増えている中、なんとか町中に来やすいような方法を考えて、どんどん入れる方法を考えてほしいと思う。そうすれば、自然とインフラにかかる経費が浮く形になると思う。

何をしても財源がなければやれない。財源をどこからどのようにして引き出すか、町で人口が減れば地方交付税も減ってくるし、何とかして外貨を獲得するような体制をもっていかなければ町が何もやれない。やれなければそこに住みたいという人が少なくなる。

後継者がいない。「自分たちの代でこの仕事は終わるんだ」という人がものすごく多いです。
あとは、野辺地町全体で何かをやるような雰囲気というのが前に比べるとだんだん低くなっているように感じる。

I 基本構想

1 野辺地町のこれから（将来像）

1 将来像

未来につなげる幸せのまち のへじ



野辺地町は、陸奥湾の最奥部、下北半島の付け根に位置しています。北西部には陸奥湾を抱き、南には烏帽子岳を背負い、八甲田の山々も望むことができます。江戸時代には北前船の寄港地として栄えた湊町としての歴史があり、祇園まつりなど当時の文化が伝えられています。

春は桜やヒバ、ブナの新緑。夏はヤマセによる冷涼な気候と穏やかで海水浴が楽しめる陸奥湾。秋は烏帽子岳や八甲田の紅葉。そして冬はスキーなどウインタースポーツが盛んです。四季のうつろいを強く感じ、通年で満喫できる風土です。

素晴らしい私たちのふるさとである野辺地町で、子どもや若者が希望を持ち、明るく元気に活躍し、町民誰もが笑顔あふれる未来につなげる幸せのまちづくりを町民とともに築いていきます。

2 基本目標と施策体系

将来像の実現に向け、6つの基本目標と29の施策を定めます。

未来につなげる幸せのまち のへじ

将来像実現のための
基本目標と施策

1 支え合い切れ目のない保健福祉

施策	(1) 地域福祉の推進	(4) 障がい者福祉の充実
	(2) 子育て支援の充実	(5) 健康づくりの推進
	(3) 高齢者福祉の充実	(6) 社会保障等の充実

2 工夫と連携の地域産業

施策	(1) 農林業の振興	(4) 観光の振興
	(2) 水産業の振興	(5) 雇用促進・労働環境の改善
	(3) 商工業の振興	

3 誰もが学べる教育

施策	(1) 学校教育の充実	(4) 文化・芸術活動の推進
	(2) 生涯学習の推進	(5) 交流活動の推進
	(3) スポーツの推進	

4 住み続けたい生活環境

施策	(1) 消防・防災・救急医療対策の強化	(5) 土地の有効利用
	(2) 防犯・交通安全対策の充実	(6) 住環境の改善
	(3) 道路及び公共交通の整備・充実	(7) 合併処理浄化槽の普及・推進
	(4) 上水道の維持・整備	

5 活用して保全する環境

施策	(1) 自然環境の保全と再生可能エネルギーの利活用の推進
	(2) 廃棄物処理とリサイクルの推進

6 メリハリのある行財政

施策	(1) 協働のまちづくりの推進	(3) 計画的・効率的な行財政運営の推進
	(2) 広報・広聴の充実	(4) 広域行政の推進

2 基本目標の方針

基本目標
1

支え合い切れ目のない
保健福祉

- 地域共生社会の実現のため町民と協力して福祉のまちづくりを推進します
- 支え合い切れ目のない保健福祉サービスを提供します
- 子育て支援関係機関と連携・協力し、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てる環境づくりに努めます
- 町民が自身の健康管理に努め、安心して医療を受けられるような体制をつくります

基本目標
3

誰もが学べる教育

- 野辺地町で学べたことを誇りに思える学校教育の充実を図ります
- 様々な学び、学びを活かした地域活動を実践するための生涯学習環境づくりを推進します
- スポーツや文化・芸術活動を推進します

基本目標
5

活用して保全する環境

- 自然環境の保全はもとより、再生可能エネルギーの活用を推進します
- 美しい野辺地町の景観を守ります
- 廃棄物や環境負荷の少ない町を目指します

基本目標
2

工夫と連携の地域産業

- 農林水産業の付加価値を高め、担い手を育成します
- 産業間連携を推進します
- 事業者を伸ばす支援をします

基本目標
4

住み続けたいくなる生活環境

- 防災・減災・救急医療対策を強化します
- 犯罪のないまちづくりを推進します
- 道路・交通環境を向上し、利便性を高めます
- 生活基盤を充実し、生活の質の向上に努めます

基本目標
6

メリハリのある行財政

- 協働のまちづくりを推進します
- 長期的視点に基づき計画的な行財政運営に努めます
- 広域行政を推進します

II 前期基本計画

1 施策の展開

1 前期基本計画の見方

前期基本計画は、見開き2ページで1施策になるように作成しています。見開き2ページの項目は7項目あり、すべて同じスタイルで統一しています。
各項目の説明は以下の通りです。



2 SDGs とは

SDGs とは、日本語で「持続可能な開発目標」と訳され、エス・ディー・ジーズと読みます。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

野辺地町においても、SDGs の理念を理解し、各種事業や施策を推進していく過程で、SDGs を意識しながら取り組んでいくこととします。



目標 1	貧 困	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標 2	飢 餓	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
目標 3	保 健	あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標 4	教 育	すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
目標 6	水・衛生	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
目標 7	エネルギー	すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	経済成長と雇用	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する
目標 9	インフラ、産業化、イノベーション	強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る
目標10	不平等	国内および国家間の格差を是正する
目標11	持続可能な都市	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする
目標12	持続可能な消費と生産	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13	気候変動	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標14	海洋資源	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
目標15	陸上資源	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標16	平 和	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
目標17	実施手段	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

基本目標・施策ごとの SDGs（17 のゴール）の関連は下記の通りです。

基本目標 1：支え合い切れ目のない保健福祉																
(1) 地域福祉の推進	●	●	●	●												
(2) 子育て支援の充実	●	●	●	●	●			●								
(3) 高齢者福祉の充実	●	●	●					●			●					
(4) 障がい者福祉の充実	●	●	●					●		●	●					
(5) 健康づくりの推進			●													
(6) 社会保障等の充実	●	●	●								●	●				●
基本目標 2：工夫と連携の地域産業																
(1) 農林業の振興								●	●		●	●			●	
(2) 水産業の振興								●	●		●	●		●		
(3) 商工業の振興								●	●		●	●				
(4) 観光の振興								●	●		●	●				
(5) 雇用促進・労働環境の改善								●	●	●	●	●				
基本目標 3：誰もが学べる教育																
(1) 学校教育の充実	●		●	●	●					●						●
(2) 生涯学習の推進				●							●					
(3) スポーツの推進			●	●							●					
(4) 文化・芸術活動の推進				●												
(5) 交流活動の推進				●	●						●					●
基本目標 4：住み続けたい生活環境																
(1) 消防・防災・救急医療対策の強化			●								●		●			
(2) 防犯・交通安全対策の充実											●				●	●
(3) 道路及び公共交通の整備・充実			●							●	●					
(4) 上水道の維持・整備						●					●					
(5) 土地の有効利用			●							●	●					
(6) 住環境の改善	●		●								●					
(7) 合併処理浄化槽の普及・推進						●					●			●		
基本目標 5：活用して保全する環境																
(1) 自然環境の保全と再生可能エネルギーの利活用の推進						●					●		●	●	●	
(2) 廃棄物処理とリサイクルの推進						●					●	●	●	●	●	
基本目標 6：メリハリのある行財政																
(1) 協働のまちづくりの推進											●					●
(2) 広報・広聴の充実	●										●	●		●		●
(3) 計画的・効率的な行財政運営の推進	●										●	●		●		●
(4) 広域行政の推進											●					●



基本目標 1 支えあい切れ目のない保健福祉

1 地域福祉の推進



現況と課題

1 地域福祉人材が不足しています

- 地域福祉を推進するためには、町民の地域活動への参加が不可欠ですが、地域活動の担い手、参加者とも高齢の方の割合が高く、また参加者の固定化もみられます。今後地域福祉活動の中心的役割を果たす新たな担い手やリーダー、ボランティアの発掘と育成に努める必要があります。

2 生命や権利を守るための取組を推進する必要があります

- 障がい者や高齢者が、地域で安心して生活するための仕組みづくりが必要となっています。
- 子どもや高齢者に対する虐待や夫婦間での DV 事案などが見られることから、その防止に向けた取組が必要となっています。

3 制度の範囲で支援が受けられない人を支援していく必要があります

- 子育てしながら親の介護を行うダブルケアや、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題など、既存の制度では支援の対象から漏れてしまう人たちが社会問題となってきました。こうした制度の狭間で悩む方たちを支援していく体制を構築していく必要があります。



民生委員（募金活動中）



見守りサポーター会議

地域の中で様々な福祉の担い手が支え合い
安心して生活できるまちをめざす！

主要な施策・取組

1 分野横断的な取組の推進

- 高齢者、障がい者（児）、子どもの福祉など、各福祉分野での課題を横断的に取り組む体制を整備し、関係機関と連携しながら総合的に推進します。
- 制度の狭間で悩む町民の支援を積極的に行います。
- 包括的な情報提供と相談支援体制の整備に取り組みます。

2 支え合う意識の醸成と人づくり

- 社会福祉協議会等との連携のもと、広報啓発活動の推進や学習機会の提供、児童生徒に対する福祉教育の推進を図り、町民一人ひとりの支え合う意識の醸成を図ります。
- 広報誌やホームページをはじめ、様々な媒体を通じ、支え合う意識やコミュニティ意識の啓発を積極的に進めていきます。

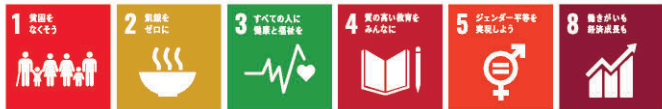
3 地域福祉を担う団体等の育成・支援

- 社会福祉協議会等との連携のもと、ボランティアセンター機能の確立やボランティアの育成を目指します。
- 既存の団体の強化をはじめ、新たなボランティアの発掘・養成に取り組んでいきます。

達成目標

指標	単位	現状値（R1）	目標値（R7）
ボランティア登録数（団体）	団体	5	8

2 子育て支援の充実



現況と課題

1 多様化する保育需要へ対応していく必要があります

- 共働き世代が増加しているなか、安心・安全な保育環境の提供が重要です。特に、一時預かり保育の充実や病児病後児保育等のサービス提供が課題です。

2 子育てと仕事の両立ができる社会にしていく必要があります

- 夫婦（特に夫）の育児休業の取得を増やし、子育ての負担軽減に努める必要があります。そのためには「子どもを社会全体で育てる」意識の醸成が必要です。

3 子育てに対する不安・負担を軽減していく必要があります

- 核家族の増加をはじめ家族のあり方が多様化するなか、子育てに不安や負担感を持っている保護者が増えています。子育てに対する不安・負担を軽減し、安心して子育てできるための妊娠期からの切れ目のない支援が重要となります。

4 支援を必要とする家庭や子どもが増加しています

- 家族のあり方の多様化や発達等の支援が必要な子どもが増加しているなか、関係機関と連携した切れ目のない支援が求められています。

5 安心・安全な遊びの場の確保に取り組めます

- 屋内外に関わらず安心・安全に遊べる親子の居場所や子ども同士の関わりの場の提供が求められています。

地域の中でゆとりのある子育てができ、子どもが健やかに育つまちをめざす！

主要な施策・取組

1 子育て家庭への経済的支援

- 新生児から中学校3年生までを対象とした児童手当及び医療費の助成事業を実施しています。
- ひとり親家庭の経済的な自立を支援するために、児童扶養手当及び医療費の助成を継続実施します。

2 安心して子どもを産み育てるための環境づくり

- 妊娠期から出産、子育て期の様々な悩みや相談を受け、情報提供やアドバイスを行い、安心して育児ができるようにサポートします。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制として、子ども家庭総合支援拠点（こそだて応援ステーションふわふわ）をワンストップ拠点とし、妊娠、出産、育児に関する包括的な支援の提供に努めます。

3 子どもの育ちを支える保育環境づくり

- 保育の質の向上を図り、安心・安全な保育の提供につなげます。
- 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）を強化し、子育てに関する保護者の悩みや負担の軽減に努めます。

4 障がいのある子どもに対する支援の充実

- 障がいのある子どもや発達上の支援が必要な子どもなどに対しては、保健、医療、福祉、教育などが連携し、乳幼児健診等の機会を活用して早期発見から早期療育の充実に努めます。
- 障がいのある子どもをもつ保護者等に寄り添い、必要な情報を提供できるよう努めます。

5 子どもたちの健やかな成長を支援する環境づくり

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ〔学童保育〕）を実施し、安全・安心な放課後等の居場所づくりに努めます。
- 既存の公園や各地区の集会施設などの遊具やベンチなどの定期的な点検等を行います。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
妊婦（電話支援含む）、新生児、乳児訪問	%	妊婦 45.8 ※訪問のみ 新生児、乳児 94	100

3 高齢者福祉の充実



現況と課題

1 高齢者のみの世帯や独居高齢者が増加しています

- 高齢者世帯（世帯のうちに、一人でも 65 歳以上の高齢者がいる世帯）のうち、高齢者夫婦世帯や高齢者独居世帯が増加しています。また、交通弱者対策も講じていく必要があります。

2 介護保険料の負担が増大しています

- 高齢者数が減少に転じて、人口減少により保険料を負担する被保険者が減少することが予測され、一人あたりの負担額は増加することが予想されます。介護予防等を推進し介護にかかる費用を抑制する必要があります。

3 認知症患者数の増加が見込まれます

- 認知症高齢者数は、今後増加することが予測されます。これまでの取組を充実・強化し、関係機関との連携により、認知症高齢者とその家族等にやさしい地域づくりに取り組む必要があります。

4 健康で、生きがいをもって生活できる社会にしていける必要があります

- 誰もが高齢になっても生きがいを持ち続けて生活していくためには、社会が高齢者を認め、積極的に社会参画できる環境を整備することが必要です。
- 生涯を通じた健康づくりを進め、高齢になっても健康で暮らすことができる環境を整える必要があります。

5 福祉現場での人材が不足しています

- 介護従事者はその処遇問題等により離職率も高く、介護人材の確保は現在も厳しい状況にあります。サービス提供の基礎となる介護人材の確保・定着・育成と資質向上に向けた取組が重要です。

生きがいを持って活躍し、地域で支え合うことができるまちをめざす！

主要な施策・取組

1 認知症に優しい地域づくり

- 認知症は誰でも発症する可能性がある病気であり、誰もが自らの問題として地域全体で認知症高齢者や家族を支えていくための人や地域づくりに努めます。
- 認知症サポーター養成講座を小中学校や職域にも拡大して行います。

2 地域づくりの積極的な参画

- 社会福祉協議会と連携し、老人クラブなどの地区活動やボランティア・各種デイサービス、小中学校単位のコミュニティ単位での団体と連携し、地域で介護を展開します。
- 介護予防や生活習慣病予防のため、「介護予防サークル」や「減る脂～運動クラブ」を行い、高齢者に限らず地域の比較的若い層に参加を促す活動を展開します。

3 相談援助支援体制の充実

- 高齢者の多種多様な相談に対応できるよう関係課や民生委員・児童委員、2 次救急医療機関、診療機関、保健所と連携し地域包括支援センターが中心となり、より専門性の高い総合相談の機能を充実します。

4 交通弱者対策

- 交通弱者対策を検討し、対策を講じます。

5 介護医療に関する情報提供体制の整備

- 保健医療福祉の関係各課のほか、教育委員会、住宅、雇用対策等の高齢者に関する担当課が連携を強化しながら行政における情報の共有化、総合的なサービス実施を目指します。
- 医療介護連携事業を積極的に行い、リーフレットやパンフレット等を通じて周知します。

6 介護サービス提供事業者との連携

- 介護事業所等との連携を図り、介護人材の確保・定着・育成など、資質向上に向け、取り組んでいきます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
認知症サポーター養成者数	人	724	1,300
介護サービス受給者数	人	8,224	8,600

4 障がい者福祉の充実



現況と課題

1 障がい者を取り巻く環境変化に対応していく必要があります

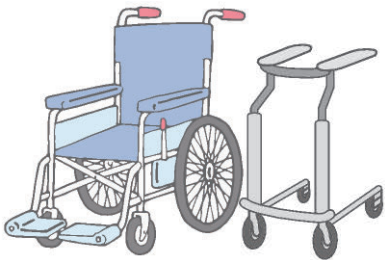
- 平成 25 年 4 月 1 日の障害者総合支援法の施行に伴い、地域社会における共生の実現に向けて障がい者のための福祉サービスの充実と障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。
- 近年の障がい者のニーズの多様化や障がい者の保護者及び障がい者自身の高齢化に伴う、相談支援体制及び就労支援事業の強化が必要になっています。

2 障がい者に対する正しい理解を促進する必要があります

- 障がい者が地域で、自立した生活を営んでいくためには、地域住民等の理解が不可欠となることから、引き続き、理解が深まるための取組が必要です。

3 障がい者や家族が高齢化しています

- 障がい者の保護者の高齢化が課題として考えられています。将来的に保護者が亡くなった場合のことも考えた支援をしていく必要があります。



一人ひとりが、自立し安心して暮らせるまちをめざす！

主要な施策・取組

1 福祉サービスの充実

- 障がい者やその家族が安心して生活できる体制を近隣市町村及び事業所と連携していき、自立支援給付の促進に努めます。
- 障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業の推進をします。
- 障害者相談支援事業所等と連携し、相談窓口の強化に努めます。

2 保健・医療サービスの充実

- 野辺地町健康増進センターや医療機関との連携を強化し、障がいの原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けたフォロー体制の整備を図ります。
- 療育体制の充実、精神保健に関する啓発や相談体制の推進に努めます。

3 交流・社会参加の促進

- 障がいのある人がより充実した社会生活を送るために、交流や社会参加を促進します。
- 保育・教育、雇用・就労、生涯学習・スポーツなどの分野において、関係機関に対する理解・啓発を推進します。
- 障がいのある人が参加しやすい環境づくりの充実を図ります。

4 生活環境の整備

- 福祉タクシー事業や住宅改修制度を推進し生活基盤の安定を図ります。
- 精神障がい者でも自立して生活することができるよう近隣市町と連携し支援体制の強化に努めます。

5 理解・啓発活動の推進

- 障がいに関する正しい認識の普及を図るため、関係機関と連携し啓発活動に努めます。
- 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等を通じて障がいのある人、ない人の交流の場を提供できるよう取り組んでいきます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
障がい者を雇用する新規の町内企業	事業所	4	7

5 健康づくりの推進



現況と課題

1 がん検診や特定健診の受診率向上を目指しています

- 乳がんや大腸がん検診など、がん検診については未受診者への再勧奨を実施するなど、受診勧奨を工夫して行っています。
- 職場健診の方も相当数いますが、特定健診の受診率は 26% くらいで伸び悩んでいます。健康管理の意識を持ち、健康な町民を増やすことが医療費の削減にもつながり、家族も安心して生活できる一番の基礎となります。さらなる工夫を行い、受診率を伸ばしていく必要があります。

2 母子保健や健康増進に努めています

- 年齢が上がるほど、就寝する時間が遅くなる子どもが増えています。その背景として、保護者や兄弟の生活リズムに合わせていることやメディアの利用が要因として考えられます。乳幼児期から規則正しい生活リズムを習慣づけていく必要があります。

3 食生活の質の向上を図っています

- 食生活改善推進員が中心となって、「だし活」やバランスのよい料理レシピの紹介などを行い幼少期からの適切な食生活習慣の確立を目指し、特徴ある食育に努めています。

4 お口の健康づくりを推進しています

- 近年、むし歯がある子どもが増えています。歯やお口の健康は、食べることに直接つながり、噛めることによって様々な栄養を摂ることができます。小さいころからお口の健康に気を付ける習慣をもっと多くの町民が持つようにしていく必要があります。

5 こころの健康づくりを推進しています

- 野辺地町では、自殺対策として傾聴サロンを実施したり、「ふわふわ言葉」の推進をしています。中高生については SOS の出し方教育を行うなど、こころの健康管理を推進しています。

6 受動喫煙防止を推進しています

- たばこは、肺がん、循環器疾患、糖尿病、妊娠出産をとりまく異常の要因となり、直接健康や命を脅かすものです。町では、未成年者や妊婦の喫煙防止と、公共施設の受動喫煙防止対策への取組を強化します。

町民が自分の健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むまちをめざす！

主要な施策・取組

1 健康診査、がん検診の充実

- 集団健康診査時に各種がん検診等の同時実施、土日開催など、様々な人が受けやすい健診を継続していきます。
- 各種健康診査、がん検診について、平成 30 年度に実施した総合健診受診動向調査結果を参考に、さらに受けやすい体制をつくります。

2 若い世代からの健康診査の実施

- 食からの健康づくりは、管理栄養士が中心となり、保健師、食生活改善推進員と協働し活動強化していきます。
- 保健指導については、保健師、管理栄養士が推進します。

3 運動習慣の定着

- 運動習慣の重要性を理解し、実践行動に移すことが出来る様に、広報や町ホームページを利用し運動の必要性を周知していきます。また、健康づくり担当課・教育委員会で行う各種運動教室や野辺地町社会福祉協議会が行っている身近な運動教室の参加を促していきます。

4 心の健康づくり

- 関係機関と連携し、心の健康づくりの講演会や研修会などを行います。

5 むし歯予防の知識の啓発

- 妊娠期から、丁寧にむし歯予防について説明や指導を行います。

6 母子保健事業の推進

- 保健師・管理栄養士による妊婦・新生児・乳幼児・産婦の家庭訪問や保健・栄養指導等を充実します。また、妊娠期よりサービスや事業等の説明を細やかに行い、相談しやすい関係・環境が築けるようにします。

7 食物アレルギーの正しい知識の啓発

- 乳幼児健診時等に管理栄養士・保健師が保護者に対して、啓発・指導します。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
特定健康診査の受診率の向上	%	26.4	45
がん検診の受診率向上	%	20.0 ~ 30.7	60

6 社会保障等の充実



現況と課題

- 1 国民健康保険制度を維持していく必要があります**
 - 国民健康保険制度については、医療費の適正化を図るため、保健事業の充実、ジェネリック医薬品を促進し、併せて国民健康保険税の収納率向上を図っていくことが求められています。
- 2 国民年金について正しい知識を普及していく必要があります**
 - 国民年金については、制度が複雑化しており、対象者やその家族に対して丁寧に説明をしていく必要があります。
- 3 後期高齢者医療制度を維持していく必要があります**
 - 後期高齢者医療制度においては、高い収納率を維持していますが、滞納者が存在していることも事実です。公平で効率的な制度運用を図り、引き続き利用者視点に立った啓発活動をしていく必要があります。



町民誰もが安心して暮らせる社会保障を受けることができるまちをめざす！

主要な施策・取組

- 1 国民健康保険の健全・適正な運営**
 - 青森県と連携し、国民健康保険の健全・適正な運営を推進します。
 - 診療報酬明細書の内容点検を充実・強化し、適正受診に向けて被保険者への啓発を図ります。
 - 保険資格の適正化や保険税滞納を未然に防止し、徴収率の向上を図ります。
 - 特定健康診査の積極的な受診を推進し、保健指導の指導率を向上させ、また、ジェネリック医薬品の使用を推進し、医療費の削減を目指します。
- 2 後期高齢者医療の健全・適正な運営**
 - 青森県後期高齢者広域連合と連携し、後期高齢者医療の健全・適正な運営を推進します。
- 3 国民年金の啓発・相談活動の推進**
 - 正確な情報提供ができるよう、日本年金機構との連携を密にし、迅速な事務処理に努めます。
 - 国民年金制度を周知し、相談業務の充実に努め、町民の保険料納付義務意識の高揚を図り、事業の円滑な運営を支援します。
- 4 低所得者福祉の充実**
 - 社会福祉協議会やハローワークの協力を得て低所得者の生活の向上や自立を支援するための生活福祉資金貸付制度などの周知に努めます。
- 5 最低限度の生活を保障**
 - 収入や貯蓄も無く、他法他施策による支援も無い方の相談に乗り保護を実施します。
 - 保護から普通の生活へ向けての支援も関係機関と連携して行います。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
国民健康保険 1 人当たり保険給付額 (保険給付費は毎年バラツキがあり、流行疾病や高度医療等により定めるには難しいものがあるため、3 ヶ年の平均値とする)	円	338,106 (現状値は、平成 29 年、30 年、令和元年の保険給付費の平均値)	332,000 (目標値は、令和 5 年、6 年、7 年の保険給付費の目標平均値とする)



基本目標 2 工夫と連携の地域産業

1 農林業の振興



現況と課題

1 後継者不足と高齢化が課題です

- 野辺地町の農業従事者は高齢化が進んでおり、特に特産品である「野辺地葉つきこかぶ⁴」は従事者が減少傾向にあり、後継者も少なくなっています。
- 農業法人化についても関係者と協議していくとともに、新規就農者や農業参入希望のある企業等に働きかけて、農業振興を図っていく必要があります。

2 耕作放棄地や遊休農地が増加しています

- 高齢化や担い手不足に伴う農業従事者の減少を背景に、耕作放棄地や遊休農地が増加しています。耕作放棄地などの増加は、農業生産力の低下を招くばかりでなく、景観の悪化や鳥獣被害の増加につながることから、その対策が必要となっています。

3 生産性や収益性が低いことも課題です

- 野辺地町の農業は、全体的に小規模な農地が多く、点在しているため生産性が低いことや、作目によっては市場価格の低迷等により、収益性が低いことなどが課題となっており、生産性や収益性を高めるための取組が必要です。

4 畜産・林業においても担い手が減少しています

- 野辺地町の畜産業や林業においても、担い手は少なく、対策を検討していく必要があります。

4 フルーツのような甘みと柔らかな食感が人気で、根から葉まですべて食べられる「野辺地葉つきこかぶ」は、平成 24 年に商標登録されています。

魅力ある産業に育てることで持続可能な農林業をめざす！

主要な施策・取組

1 将来の農林業を見据えた取組

- 5 年後・10 年後に受け手がいないため耕作されない農地が発生し、農村環境が荒廃することが無いよう、多面的機能支払交付金事業や集落・地域の話し合いを進めるとともに、認定農業者をはじめとした意欲ある農業者の農地集積・集約化を推進します。
- 持続的な担い手農家の確保が可能となるように、就農相談や農地の斡旋・補助事業を充実させ、農業後継者対策や新規就農者の育成強化を進めます。
- 農業後継者の確保できない業態にあっては、第 3 者経営承継も視野に入れ、経営継続支援を行えるよう努めます。
- 良好な農村環境を整えるため、土地改良事業や、近年、台風災害が頻発する中で、台風による倒木被害軽減に向けて、重要インフラ施設周辺森林整備事業に取り組みます。
- 農業経営への女性の参画促進を支援し、担い手としての女性農業者の育成に努めます。

2 収益性の高い農業の推進

- 経営所得安定対策関連の制度利用を推進し、農業経営の安定を支援します。
- 収益性の高い農業経営が進められるように、高収益作物の導入や、施肥設計・品種構成の見直しによる収量向上の支援や、差別化した農産物のブランド化を推進します。

達成目標			
指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
担い手農地集積率	%	28	30
新規就農者数	人	1	3

2 水産業の振興



現況と課題

1 水産業は収入に波があります

- 気候条件によって水産業従事者は収入に大きな波がありますが、「ぢまきほたて⁵」などつくり育てる漁業を推進しており、販路も充実し、後継者も育ってきています。就業環境等の改善や見直しにより、安定収入の確保に向けた取組について支援していく必要があります。

2 水産業のインフラを整備していく必要があります

- 水産業を支えている主要な漁港は、当町に2つあります。土地が狭く、作業効率が低いことから、県、漁業協同組合と協力しながらインフラ整備を支援していく必要があります。

3 顔が見える水産業を推進しています

- ぢまきほたて及びナマコについては、消費者が生産者情報を確認することができる「生産管理出荷情報システム（トレーサビリティシステム）」を導入しており、生産品としての付加価値の向上に努めています。
- さらに、平成26年5月からは、(株)イトーヨーカ堂のプライベートブランドとして、活ホタテガイでは全国初、青森県の生産品でも初の「顔が見えるお魚。」の登録、そして取引を開始し、首都圏の店舗で販売され出荷量も向上しています。

5 むつ湾の海底に直接ホタテの稚貝をまいて育った野辺地特産「ぢまきほたて」は、平成17年に商標登録されています。

ブランド力の強化に努め 活力ある産業をめざす！

主要な施策・取組

1 養殖漁業の振興

- 良質な水産資源を確保するため、稚魚放流や害鳥駆除などの水産資源維持のための対策、さらには河川環境の維持向上につながる取組を支援します。
- 栽培・資源管理型漁業の取組を軸に、今後も関係機関と連携しながら徹底した漁場管理や高度衛生化に対応した荷捌き施設の早期建設に努め、安定的・持続的、安心・安全な水産物の供給を図ります。

2 水産資源の保護・増大

- 貝殻など水産系廃棄物の適正処理・リサイクルの推進を図るとともに、魚介類の住みやすい環境づくりに努めます。

3 経営基盤の強化

- 漁業協同組合などと連携し、制度資金の活用などによる各経営体の経営改善を促進するとともに、水産加工業との協働など多角的な事業展開を誘導します。
- ぢまきほたて等の漁獲物の安定供給と漁家収入の増収を図るため、国・県の支援のもと、漁港漁場整備事業、生産の源である漁場の整備を進め、安全で安心な水産物の供給ができるよう努めます。
- 漁業経営の近代化を図るとともに、漁業者の就労環境の改善を促進し、漁業後継者及び若年就業者の育成・確保に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
新規漁業就業者数	人	0	2



3 商工業の振興



現況と課題

- 1 経営者の高齢化と後継者不足が課題です
- 当町の商工会会員数は減少傾向で推移しています。後継者不足が課題となっていますが、商工会青年部や会員同士が連携し、事業継承や起業支援など、商工会と共に取り組んでいく必要があります。
- 2 空き店舗が増加しています
- 町内を見渡すと、空き店舗が増えてきていることを実感するようになってきました。将来的には更に空き店舗が増えていくことが見込まれ、商店街の空洞化が進んでいく可能性があります。まちのにぎわいを損なわないよう空き店舗の活用を図っていく必要があります。
- 3 意欲のある事業所を支援していく必要があります
- 町の活力を担ってもらう観点からも、経営意欲の高い事業者のさらなる活躍が期待されます。どのような支援が必要なのかを把握し、適切な支援策を講じていく必要があります。
 - 起業意欲を持った人材の発掘と創業・起業の促進を図る必要があります。
- 4 異業種交流を進め一丸となった取組をする必要があります
- 商工会や農協、漁協、観光協会など、町の産業を構成する各種団体同士が連携した活動を支援し、町民と共に盛り上げていく必要があります。

地域内消費や創業を拡大する仕組みをつくり 持続可能な産業をめざす！

主要な施策・取組

- 1 持続的な経営に向けた支援
- 融資関係団体等と連携し、コロナウイルス感染症対策無利子融資の期限後も見据えた利子補給事業を展開することにより、町内事業者の資金繰りを支援します。
 - 事業後継者の経営継承や創業後のフォローアップも含めた新規創業者に対する支援を行い、事業者数の確保に努めます。
 - 商工業振興事業を展開する商工会に対して補助事業を行います。
 - 空き店舗対策について関係団体等と協議・検討するとともに事業支援をします。
 - 誰もが利用しやすい店づくり、魅力あるサービス提供の推進を図り、新規顧客の獲得に向けた取組を支援します。
- 2 町内事業者への消費喚起の取組
- 変化する消費者ニーズや社会情勢に対応したキャッシュレス決済の推進を図ることにより、消費の喚起を進めます。
 - 商工会等と連携しながら、観光施策との連動を図り観光客がリピーターとなるよう対応力等の向上を図ります。
- 3 特産品・販売力強化の推進
- 町内事業者と農・漁業者等の協力関係の確立を図り、特産品加工・販売の整備等について検討します。
 - 商品やサービスに関する情報発信力・商談力等の向上を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
空き店舗活用件数	件	11 (H28 からの累計)	25 (累計)

4 観光の振興



現況と課題

1 特有の観光資源を活用して観光を盛り上げていく必要があります

- 日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間 ～北前船寄港地・船主集落～」をはじめ、自然、食、歴史・文化、魅力的な人財などの特性を活かし、旅行形態の変化や多様な観光のニーズに対応した観光コンテンツづくりが必要です。
- 観光客のまちなか滞在時間を確保し、町内での消費拡大を図るため、観光事業者等相互の連携を強化し、観光による地域の稼ぐ体制づくりを進める必要があります。

2 観光客が安心して滞在できる環境づくりが必要です

- 観光スポットを数多く有する、青森市、十和田市、三沢市、八戸市、むつ市などへ約 1 時間圏内というアクセス条件を考え、観光の拠点としての機能を充実させる必要があります。
- 観光関連施設の受入環境の整備と充実を図り、観光客の安心・安全を確保する環境づくりが必要です。

3 オール野辺地で観光振興体制を強化していく必要があります

- 観光施策を進めていくためには、関係者が連携・協力していくことが求められます。その中核組織として「野辺地町観光協会」の組織強化を進める必要があります。
- 町民、行政、宿泊施設、農協や漁協、商工会などの産業団体、ボランティアやまちづくり団体、当町にゆかりのある方等が連携・協力して観光振興を図っていく必要があります。
- 観光産業発展のため、地域におけるマーケティング機能の強化が必要です。



常夜燈市場

地域資源を磨き、発信することで交流を促進し、にぎわいの創出をめざす！

主要な施策・取組

1 下北半島縦貫道路の延伸を活用した観光振興策

- 下北半島縦貫道路の延伸に伴い交通利便性が向上することから、野辺地 IC 利用の増加も見込まれ、情報発信・物販施設を更に魅力的な内容とし、観光交流人口の増加及び滞在時間の延長を図ります。
- 観光関連施設を計画的に整備するとともに、戦略的な情報発信を図ります。

2 まちなかへ誘客する取組

- 周遊観光の拠点となる魅力を積極的に発信し認知度・知名度向上に努めるとともに、宿泊施設や野辺地駅、七戸十和田駅などからの、町外から訪れる方をまちなかに誘引する仕組みづくりに努めます。
- 町を盛り上げ、魅力の発掘・発信を図るため、町のサポーターを発掘・育成します。
- 県内外自治体や関係団体と連携しながら周遊観光を推進し、観光交流人口の増加を図ります。

3 訪日外国人観光客への対応

- 受入環境を整備し、安心安全な観光を提供します。
- キャッシュレス決済を推進し、外国人にも買い物がしやすい環境づくりを図ります。
- 多様な旅行形態で訪れても「楽しめるのへじ」を目指します。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
のへじ活き活き常夜燈市場来場者数	人	43,241	80,000
観光入込動向調査	人	251,995	400,000



5 雇用促進・労働環境の改善



現況と課題

1 町内で就職する人が減少しています

- 地元就職者数は減少傾向にあるとともに、中学生、高校生を対象としたアンケートでは、転出意向割合が高くなっています。今後、若年層の労働力を確保するためには、早い段階での地元企業の情報提供が必要になります。

2 雇用機会を拡大していく必要があります

- 女性や高齢者などの就労が困難な求職者の雇用機会の拡大を図る取組を推進する必要があります。
- 多様な働き方が求められる中、起業・創業を支援する体制を整え、新たな雇用の創出につなげる必要があります。
- 雇用環境が改善される一方で、各産業分野において労働力不足が顕在化しており、就業者の確保などの対策も必要です。

3 起業家の育成・支援に力を入れていく必要があります

- 多様な働き方が認められる中、起業する人が挑戦しやすい環境を整備していく必要があります。

4 企業誘致をさらに推進していく必要があります

- 108.8ha ある野辺地工業団地を活用しながら企業誘致の推進を図ってきましたが、雇用を生む企業の誘致には至っておらず、引き続き積極的な取組を行っていく必要があります。

町内企業の雇用確保を図り 町内就職者の増加をめざす！

主要な施策・取組

1 地元雇用の拡大

- 有効求人倍率が高い水準を維持する中、若い世代が就職先を選択する場合、賃金や労働環境を重要視する傾向が高いことから、町内事業所の労働環境改善につながる取組を支援します。
- 中学生などを対象とした町内企業の紹介事業を実施するなどし、町内企業の魅力や価値を知る機会の提供を進めます。
- 若い世代の就労希望業種と求人のミスマッチが見られることから、企業誘致や新規創業を支援することで多様な業種の確保を進め、ミスマッチの解消を図ります。

2 町外からの労働力の確保

- 移住支援策や UIJ ターン支援制度を活用し、町外から当町に移り住み、就労する人の確保を進めます。
- 外国人労働者を雇用する企業に対する支援を行います。

3 創業支援の充実

- 新規創業を目指す人や、創業間もない人たちへのフォロー体制を含め、創業者支援を充実します。また、多様な働き方ができる地域社会を形成するために、働き方改革の促進を図ります。

4 雇用を生む企業誘致

- 新たな雇用の創出と定住人口の増加を図るため、都内でのトップセールスを含めた情報発信により、野辺地工業団地などへ製造業を中心とした企業誘致を推進します。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
誘致企業数	件	0	2

基本目標 3 誰もが学べる教育

II 前期基本計画

1 学校教育の充実



現況と課題

1 時代に即した教育環境が求められています

- 少子化や核家族化の進行など子どもを取り巻く環境が変化したことにより、家庭や地域の教育力が低下していると言われる中、学校教育に求められる役割は、ますます大きくなっています。
- 「知」「徳」「体」の調和が取れ、社会を生き抜く力をもつ児童・生徒の育成に努める一方、グローバル化や情報化の進展に対応した教育を推進する必要があります。

2 児童・生徒数が減少しています

- 2020年4月1日現在の小学校(3校)児童数は508人、中学生(1校)生徒数は274人となっています。今後も児童数の減少が見込まれる中において、活力ある学校づくりと適切な教育環境の充実を図るため、小学校の規模適正化を進めます。

3 特別な教育的ニーズに応じた指導・支援が求められています

- 不登校児童・生徒が一定数存在していることから、相談体制の充実を図るとともに、学校、家庭、関係機関等の連携の下、より効果的な教育支援に取り組みます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムを構築し、一人ひとりが輝くことができる学校づくりを進めます。



ALT (外国語指導助手) を活用した授業



町内小学校の運動会

II 前期基本計画

ふるさとを愛し、未来を拓く
たくましい人づくりをめざす！

主要な施策・取組

1 学力向上と一人ひとりのきめ細やかな教育の推進

- 教師の指導力向上と指導体制の充実を図るとともに、個々に応じた指導方法の工夫改善により、確かな学力の育成に努めます。
- 町の歴史・文化・産業を子どもたちに伝えていくための授業活動の充実を図ります。
- 外国語指導助手 (ALT) を小・中学校に配置し、外国語授業の質の向上と国際理解教育の推進を図ります。
- 情報活用能力を育成するため、タブレット端末を活用した学習活動に取り組みます。
- 障がいのある児童・生徒の学習活動等を支援するため、スクールサポーターの適正な配置に努めます。
- 町内の幼稚園・保育園、小学校・中学校・高等学校の連携・交流を図りながら、多様な学びの場の創出に取り組みます。

2 心と体づくりの推進

- 生活指導の充実及び家庭・地域との連携を推進し、子どもたちの基本的生活習慣の形成・定着を図ります。
- 町教育相談室の機能を充実させるとともに、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等による児童・生徒及び保護者等の相談対応・支援の強化を図ります。
- 子どもたちが本物の芸術文化に触れ合う機会を提供し、豊かな心と創造性を育みます。
- 安全で魅力ある学校給食を提供するとともに、栄養教諭による食育指導を推進します。

3 安全で安心な教育環境の整備

- 保護者や地域等の意見を踏まえた上で、小学校の統廃合・整備に向けた取組を進めます。
- 学校施設・設備の適切な維持管理と計画的な改修・整備に努めます。
- 子ども見守り隊の活動を支援するとともに、関係機関と連携しながら通学路の安全確保を図ります。
- 教職員の多忙化解消のための取組を進めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
いじめの重大事態の発生件数	件	0	0 (R3～累計)
全児童・生徒数に占める不登校者数の割合	%	小学校 0.58 中学校 2.05	小学校 0.29 中学校 1.03



2 生涯学習の推進



現況と課題

1 学んだ成果を地域に還元していく必要があります

- 人々の意識や価値観の多様化により、子どもから高齢者まで生涯を通じて学ぶ生涯学習が重要となっています。町民のだれもが、いつでも、どこでも、なんでも学べる機会を創出していく必要があります。
- 生涯学習で学んだ成果を、地域活動等をととして地域に還元し、地域活性化につなげる人材育成や活動の促進をしていく必要があります。

2 学校・家庭・地域の連携づくりを構築することが必要です

- 社会を生き抜く力を身につけた人材を育成するために、学校・家庭・地域が連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠となってきました。
- 多様な生涯学習団体等がそれぞれの役割を果たしながら連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支え育む必要があります。

3 社会教育施設等を安全に維持管理していく必要があります

- 社会教育施設は、老朽化による設備の不具合等が発生しており、維持管理を図るための対策を進めていく必要があります。
- 子どもから大人、高齢者、障がいを持つ方など、誰もが快適に利活用でき、多用途・多目的に対応できる施設にしていくことが課題となっています。



おはなし工房



文学散歩（愛宕公園）



「いつでも・どこでも・だれでも」学ぶことができ、学びを地域に活かす環境づくりをめざす！

主要な施策・取組

1 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- 年齢や世代に応じた学習機会の提供や、主体的な学びの支援を図ります。
- 学びの成果を、様々な地域活動へ活かすことのできる環境づくりを促進します。
- 生涯学習関連事業を幅広く知ってもらうため、様々な手法で学習情報の提供に努めます。

2 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人材の育成

- 生涯学習で学んだ成果を、仕事や地域で活かす仕組みづくり・活動支援に努めます。
- 学びを地域づくりに活かす実践者やコーディネーターの養成を促進します。
- 各種生涯学習団体や地域との交流による団体間のつながりづくりを支援します。

3 学校・家庭・地域の協働による教育力の向上

- 学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもを育む仕組みづくりや教育活動の充実に努めます。
- 家庭教育支援、青少年体験活動の充実に努めます。
- 家読の推進と子ども読書活動の推進に努めます。

4 社会教育推進のための基盤整備

- 誰でも気軽に学習できる場の実現のため、社会教育施設の設備改修及び機能の充実に努めます。
- 図書館の利便性の向上のため、インターネット蔵書検索や予約システム導入等の基盤整備に努めます。
- 学びの場の拡充と充実のため、情報技術などを活用した環境づくりに努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
学習機会の提供	講座数	54	54
図書館利用の推進（資料貸出人数）	人	7,147	7,500



3 スポーツの推進



現況と課題

1 ジュニア世代からスポーツに親しむ機会の充実が求められています

- 少子化による遊び仲間の減少やインターネットなどの普及により、子どもたちが外で遊ぶことやスポーツ活動の時間が減少していることが懸念されています。
- 子どもたちが幼年期から様々なスポーツの魅力や楽しさを体験する機会の充実が必要になっています。
- 学校と地域が連携して子どもたちの学校内外におけるスポーツ環境の充実が求められています。

2 ライフステージに応じた活動の推進や環境の充実が求められています

- それぞれの目的や興味、体力、生活環境などライフステージに応じたスポーツ活動や運動習慣の促進と環境の充実が求められています。
- 高齢者が体力や健康状態に応じて、気軽に運動に親しむことのできるような環境づくりに努める必要があります。
- 競技スポーツに限らずスポーツ環境の充実として「支えるスポーツの促進」が求められる中において、指導者の確保と育成が重要となっています。

3 スポーツ競技力の向上のための推進体制が求められています

- 県大会をはじめ東北、全国大会に出場し活躍する選手の育成強化に係る体制づくりを推進し選手を支援していくことが求められています。
- スポーツイベントや講習会など通じてスポーツへの関心や興味、さらには参加意欲を高め自らの行動を促すことで競技力の向上に努めていく必要があります。

4 スポーツ施設の老朽化が進んでいます

- 町民が安全・安心してスポーツ施設を利用できるよう、施設の適正な維持管理と充実を図る必要があります。

「する・観る・支える」の視点から スポーツに親しむ環境づくりをめざす！

主要な 施策・取組

1 『するスポーツ』の環境づくり

- 生涯にわたりスポーツに親しむために幼年期から高齢者まで、様々なスポーツの楽しさや魅力を感じる機会の創出に努めます。また、関係機関や団体との連携に努めます。
- 学校と地域が連携したスポーツ活動の体制づくりや支援に努めます。
- 様々なスポーツに対応できるよう設備の充実を目指すとともに、スポーツ施設の適正な維持管理に努めます。
- ライフステージに応じたスポーツ活動や運動習慣の促進に努めます。
- 競技力の向上をもって県大会や東北・全国大会レベルの大会に出場し活躍できる選手の育成強化に資する事業の推進に努めます。

2 『観るスポーツ』の環境づくり

- 当町で開催される多様なスポーツ大会やスポーツイベントなどを周知し、当町出身の選手が世界の舞台で活躍する大会のパブリックビューイングを開催して、観るスポーツの環境づくりに努めます。

3 『支えるスポーツ』の環境づくり

- 指導者の発掘と確保、育成に努め、スポーツ活動の推進や競技力の向上、更には運動習慣の促進に係る環境づくりを推進します。
- 各種目の指導者間の情報交換できる場の提供に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
スポーツ振興に係る組織(団体)の新設数	団体	0	1
町スポーツ団体(スポ少/スポ協)数の維持	団体	30	30

4 文化・芸術活動の推進



現況と課題

1 歴史や文化を保存・伝承していく必要があります

- 国指定重要文化財「土偶」「赤漆塗木鉢」や日本遺産を始めとし、地域の歴史や伝統が息づく多様な文化財が先人たちから継承されており、引き続き後世に継承していく必要があります。
- 一方で、少子高齢化や社会情勢の変化を背景に、文化財保護や民俗芸能を行う人財不足が懸念されており、人財育成に関する取組を推進していく必要があります。

2 団体の活動支援とまちづくりへの活用を促進していく必要があります

- 中央公民館・図書館における文化・芸術に関する自主サークル等の主体的な学習活動が活発であり、各種活動の支援を引き続き行っていく必要があります。
- 自主活動サークル等が継続した活動を行うため、学びを地域に活かす場の提供や、学校教育・各種社会教育・まちづくり活動に活かすための取組や体制づくりを推進していく必要があります。



ふるさと学習



旧野村家住宅離れ

文化・芸術・歴史の保存・継承と、地域への活用をめざす！

主要な施策・取組

1 郷土を愛する心と人財の育成

- 郷土の歴史や文化・芸術を愛する心を育むため、子どもの頃からふるさとの歴史・文化を身近に学ぶことができる学習機会の提供や環境づくりに努めます。
- 各種生涯学習や地域活性化へ歴史・文化・芸術を活用するため、人財の育成・支援、体制づくり、関係団体への情報発信を促進します。

2 歴史・文化・芸術の継承と活用

- 伝統芸能や文化財等の継承に向け、鑑賞や体験のできる機会の充実に努めます。
- 文化財や民俗芸能を後世に継承するため、人材育成や継承団体の活動支援を推進します。

3 郷土史資料や文化財の保存・活用の促進

- 郷土史に関連する資料の調査・収集・保存・公開・活用及び情報発信に取り組み、地域の文化財等の保存に努めます。
- 地域の特色ある文化財等を活用した学習機会や体験活動の充実に図ります。
- 文化財の公有化や史跡案内板・施設等の適切な修理や整備、充実に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
文化少年団参加児童数	%	7	8
文化祭舞台発表団体及び作品展示団体数	団体	36	36
のへじ検定参加者数	名	22	30

5 交流活動の推進



現況と課題

1 町内に在住する外国人が増えています

- 町内に在住する外国人数は、増加傾向にあるとともに、観光などにより野辺地町を訪れる外国人も増えつつあります。今後は、町民が外国人と触れあう機会も増加することから、国籍や文化の異なる人々が、その違いを認め合い、対等な関係として共に生きていく多文化共生の社会を実現していく必要があります。

2 国内他地域との交流を推進しています

- 野辺地町は埼玉県久喜市と友好都市協定を締結しています。
- 野辺地町と香川県土庄町で公園同士の友好調印を締結しています。
- 野辺地町では、国内での交流事業が少ない現状にあります。自然・歴史・文化の違いを体験することで相互理解を深めることや防災での相互協力などを目的として、相互に有意義な交流が出来る地域との国内交流事業を検討する必要があります。



久喜市菖蒲産業祭の様子

多様な文化を理解し、 交流が生まれ育つ社会をめざす！

主要な施策・取組

1 地域間交流活動の推進

- 子どもたちが、地域の人々とのふれあいや豊かな自然、伝統文化体験などの生活環境が異なる地域間交流に努めます。
- 現在、別々で行われている子ども事業と高齢者事業を共催し、世代を超えた交流事業の展開に努めます。

2 それぞれの組織と連携した推進

- 子育てと女性の社会進出、女性に対する暴力の撲滅、農業における女性参画など、それぞれの分野における組織と連携しながら共同参画の推進を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
久喜市との地域間交流の開催	回	4	4



基本目標 4 住み続けたい生活環境

1 消防・防災・救急医療対策の強化



現況と課題

1 災害の防止、減災につながる基盤整備を行っていく必要があります

- 近年、集中豪雨などが極地化、頻発化の傾向にあることなどから、災害被害の最小化、減災につながる社会基盤の整備が必要です。
- 防災情報の提供に努め、町民それぞれが状況に応じた避難行動等ができる環境整備を進める必要があります。

2 防災知識を普及していく必要があります

- 災害時には、個々人の自覚に根ざした防災行動・避難行動が求められることから、防災意識の向上を図る必要があります。

3 「自主防災組織」などの組織化を進める必要があります

- 「自主防災組織」は7組織（令和2年4月現在）がありますが、組織率は世帯数ベースで約37.3%にとどまっており、早急に組織化を進めていくことが求められています。

4 被災者支援体制を構築する必要があります

- 飲料水や非常食などの備蓄を計画的に進め、被災者の生活を支えられる体制を整えておく必要があります。
- 災害時、自力で避難することが難しい高齢者や障がい者等が増加傾向にあります。個人のプライバシーに配慮しつつ、要支援者を支援できる体制の整備が必要です。
- 新型コロナウイルスなど感染症対策を踏まえた避難所運営のあり方を構築していく必要があります。

5 救急医療体制を整備しています

- 野辺地町にはへき地医療拠点病院として「公立野辺地病院」があります。自治体運営の病院の医師不足は深刻になってきています。青森県の医師不足解消に向けた取組に対して引き続き要望していくとともに、広域で整備されている救急医療体制について広く町民に周知し、救急医療を啓発していく必要があります。

町民の生命や財産を守るため
地域消防力・救急体制の向上をめざす！

主要な
施策・取組

1 消防体制の充実

- 町民から頼られる消防団を目指し、訓練の内容を見直しつつ、団員のスキルアップに努めます。
- 消防団員の確保については、女性や事業所なども含めて検討します。
- 広域消防団の維持を図ります。
- 病院前救護の最前線で多様化していく災害・事故・疾病に対応する為のスキルを日々磨き、町民の生命を守る為に質の高い救急体制の向上を図ります。

2 防災・減災体制の充実

- 地域防災計画、国民保護計画及び国土強靱化地域計画について、必要に応じて適宜内容を見直し、職員や関係機関で周知を図ります。
- 災害を未然に防ぎ、被害を最小限とするため、日頃から町民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練・避難訓練の実施を検討します。
- 各種ハザードマップの更新、周知活動や広報活動に加え、社会教育や学校教育と連携した啓発活動を推進します。
- 防災用資機材、備蓄食料、避難所で使用する間仕切りや簡易ベッド等の充実を図ります。
- 災害時の避難場所について周知徹底するとともに、自主防災組織の強化・連携促進を図ります。
- 情報関連機器の活用についても検討し、非常時の情報連絡体制を強化します。
- 予防活動や、予防広報活動の更なる充実を目指し、SNS等の活用促進を図ります。

3 救急医療体制の維持

- 青森県や北部上北広域事務組合と連携して、救急医療体制の維持に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
野辺地町消防団員数	人	201	210 (定数)
防災訓練実施回数	回/年	1	2

2 防犯・交通安全対策の充実



現況と課題

1 犯罪が多様化しています

- 近年は犯罪が多様化し、詐欺などの知能犯が増加している状況にあります。
- 高齢者を狙った特殊詐欺や、悪質な訪問販売も増加しています。特殊詐欺などの手口は巧妙化していることから、その対策を推進する必要があります。

2 インターネットなどを介した犯罪が増加しています

- 全国的に、SNSなどを介して、児童、生徒等が犯罪に巻き込まれる事例が増加しています。児童・生徒を犯罪から守るための取組が求められています。

3 犯罪の起こりにくいまちづくりを進める必要があります

- 犯罪を防ぐためには、犯罪の起こりにくいまちづくりを進める必要があります。夜間などの犯罪防止につながるまちづくりを進める必要があります。

4 交通事故を減らしていく必要があります

- 近年の交通事故件数の総数や人身事故の発生件数は、減少傾向にありますが高齢者が被害者となる事故の割合は増加傾向にあります。
- 高齢者の免許保有件数が増加していくことが予測されるため、高齢者の交通安全対策の推進が必要となります。



交通安全教室（自転車の乗り方指導）の様子



交通安全教室（路上指導）の様子

町全体で交通安全意識を醸成し、 高齢者や子どもにやさしいまちをめざす！

主要な施策・取組

1 交通安全活動

- 四季の交通安全運動を中心に年間を通じた交通事故防止に努めます。
- 保育所・小学校等で交通安全教室を実施し、交通安全の意識向上と交通ルールの周知に努めます。
- シートベルトの着用とチャイルドシートの着用の徹底及び飲酒運転の根絶に努めます。

2 防犯活動

- 交通安全教室を実施して、地域の特性に応じた交通事故防止の知識を身につけます。
- 交通事故の危険箇所や防犯上の問題がある場所について、安全マップを作成して、保護者や関係者に配布します。

3 パトロール活動

- 防犯パトロール車の有効活用と効率的な運用に努めます。
- 学校・保護者・地域ボランティアや警察等関係機関による安全対策推進体制の整備をさらに推進します。
- 防犯ボランティア、保護者等による登下校時のパトロール、子ども110番の家等の拡大に努めます。

4 交通安全施設の整備

- 交通安全を目的とした施設の設置を積極的かつ計画的に実施します。

達成目標

指標	単位	現状値（R1）	目標値（R7）
交通事故死亡事故の件数	件	0	0

3 道路及び公共交通の整備・充実



現況と課題

- 1 道路・橋梁の安全な維持管理をしていく必要があります
- 道路整備については、町民からの要望に十分対応できていない状況があります。冬期の除雪作業を含め、今後の維持管理について検証する必要があります。
- 2 費用対効果を反映した道路整備を推進していく必要があります
- 新たな道路の整備や既存道路の改良を着実に進めていくためには、効果の高い路線から優先的に整備するなど、財政規模と連動した計画性が必要となります。
 - 市街地の狭隘道路では、側溝蓋の整備や待避所の設置、電柱の移転など、歩行者の安全空間の確保に努める必要があります。
- 3 災害に対応できる道路網を整備していく必要があります
- 近年、集中豪雨等が発生した場合に道路が寸断されるケースが全国的にみられることから、孤立集落の発生や、避難や物資の輸送に支障が出ないよう、災害の発生を予測した道路網の整備が必要となっています。
- 4 河川環境、景観を維持していく必要があります
- 河川には、良好な景観の創出、動植物の生息・生育環境の保全、農業や工業用水供給などの役割があることから、町民や企業、行政などが一体となってその保全に努める必要があります。
- 5 公共交通の利用者が減少しています
- 人口減少やマイカーの普及により、公共交通の利用者は減少傾向にあります。このままの状態が続けば、既存の公共交通網の維持存続が困難になることから、一層の利用促進を図る必要があります。

だれもがいつでも安心して 快適に利用できる道路網をめざす！

主要な施策・取組

- 1 公共交通の利便性の向上
- 路線バスの毎日運行の継続及び利用者に喜ばれる路線バスの運行に努めます。
 - 野辺地駅の利用者数の把握と観光事業とタイアップした町への来訪者の増加を目指します。
 - 高齢者の町内外への外出や近隣へのアクセスの向上を目指し、新たな交通手段の検討を行います。
- 2 計画的な道路網の整備
- 町全域での基幹となる幹線町道を整備することにより、周辺域の活性化が図れるとともに、隣接市町村との連携が強化されるよう関係機関と連携した幹線道路網の整備を行います。
- 3 身近な道路の整備・充実
- 地域からの要望については、実施計画に基づき優先度の高い事業から整備を進めていきます。
- 4 道路ストック対策の推進
- 既設の道路や橋梁などの状況を的確に把握しながら、計画的な修繕・補修を実施し、安全で快適な道路環境を確保します。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
バス利用者 5 路線の平均乗車密度	人	2.72	R1 より利用増加
道路整備 (規格改良)	%	47.1	50.0

4 上水道の維持・整備



現況と課題

1 施設の老朽化対策が必要です

- 野辺地町の水道施設の多くが建設から相当年経過しており、今後、給水設備などの大規模な更新が必要となってきます。

2 災害に強いライフラインを整備していく必要があります

- 水道は、町民生活を支える最も基盤となる施設ですが、災害時の断水などに常に備えておく必要があります。今後も、地震や風水害などの発生が考えられることから、災害に強いライフラインとする取組が必要です。

3 料金収入の減少が見込まれます

- 人口減少が進んだ場合、水道料金収入が減少することが想定されます。料金体系や維持管理も含めた経営体制について引き続き検討を行う必要があります。

4 未普及地域を解消していく必要があります

- 山間部等、町内においても上水道の整備がなされていない地域もありますが、管路による整備のみならず、地域の実情に応じた安全な水の供給について検討していく必要があります。



快適な生活環境を確保し、より美しい水環境をめざす！

主要な施策・取組

1 強靱な水道供給体制の構築

- 既存の施設の耐震化を図るとともに、災害時でも運転が可能な施設整備を図ります。また、将来も持続可能な水道とするため、近隣事業体との研究等を行います。

2 効率的な運営体制の構築

- 財政基盤の強化と健全な経営体制の確立を図るため、料金改定に取り組みます。
- 漏水の解消を図り、有収率の改善を図ります。

3 安定した水の供給

- 配水管などの給水設備の老朽化が進んでいることから、計画的な施設更新に取り組みます。
- 安定した施設管理のため、機械・電気計装設備や老朽化した管路等の更新を進めます。

4 未普及地域の解消

- 未普及地域においても、安全な水が安定的に提供される支援に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
有収率	%	77.81	85.00
水道料金収納率 (現年度)	%	97.40	98.00

5 土地の有効利用



現況と課題

1 適切な土地利用を推進していく必要があります

- 今後の少子高齢化、人口減社会に適応した野辺地町の望ましい将来像の実現に向け土地利用計画等の見直しを含め、豊かな自然環境を保全し、居住環境と営農環境等との調和形成を図り、地域特性に応じた秩序のある適切な土地利用を検討して行く必要があります。



秩序ある土地利用を促進し 土地の有効活用を進めます！

主要な
施策・取組

1 調和のとれた土地利用の推進

- 現状の土地利用を反映した土地利用計画を示し、長期的視点に立って調和のとれた土地利用に努めます。

2 野辺地駅周辺の整備

- 野辺地駅は下北半島縦貫道路と並び野辺地町の玄関口であるため、駅前広場の環境整備を推進します。

3 優良農地の保全

- 人・農地プランの実質化と、担い手農家等への利用集積をすすめ、不耕作地となる農地が発生しないよう取組を進めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
荒廃農地解消面積	ha	0	15 (累計)



6 住環境の改善



現況と課題

- 1 町営住宅の老朽化対策が必要です
- 町営住宅は、建設から相当年を経たものが多くあり、良好な住環境づくりのために、町営住宅の耐久性の向上と維持管理のための設備等の改修が必要となります。
- 2 空き家対策を推進していく必要があります
- 野辺地町の空き家率は 3.54% で、全国の 13.6% を下回っておりますが、世帯数が減少傾向にあるなか、今後も増加が見込まれます。空き家バンクの活用や、移住者向けへの情報提供など、積極的に活用を図る必要があります。
- 3 情報通信を取り巻く環境が変化しています
- 国では、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会の実現に向けて「Society 5.0」が提唱されており、光ファイバ網の活用や「5G」など新たな通信技術、AI、IoT 技術の利用などが想定されます。今後の国の動向を注視していく必要があります。



必要な人に住居を安定供給し、快適にコミュニケーションできる環境をめざす！

主要な施策・取組

- 1 公園の管理・整備
- 公園は、子育て世代の貴重な遊び場となっているため、公園管理と遊具の点検・改修を行います。
- 2 災害に強いまちづくり
- 地震による住宅倒壊並びに、急傾斜地の崩壊による住宅災害から、生命・財産を守るため、木造住宅及びブロック塀の耐震診断や急傾斜崩壊対策工事を支援します。
- 3 空き家の活用と移住の促進
- 空き家・空き店舗バンクの利用促進を図るとともに、交通の利便性を広く PR し、ベッドタウンとしてのまちづくりを総合的に推進します。
- 4 光ファイバ網の安定した管理・運営
- 5G 空間の整備を推進し、高速で安定した情報通信網の整備に努めます。
- 5 光ファイバ網の利活用
- 国が進める Society5.0 を踏まえ、町内で情報通信サービスが活用できる Wi-Fi 環境の整備を推進します。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
町営住宅の長寿命化改修棟数	棟	2	4 (累計)
空き家・空き店舗バンク登録件数	件	0	5 (累計)



7 合併処理浄化槽の普及・推進



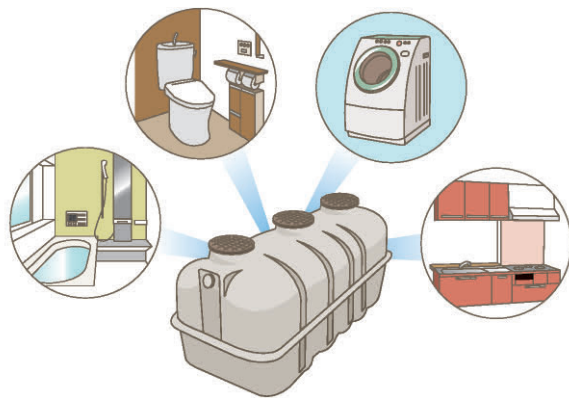
現況と課題

1 汚水処理人口普及率の向上が必要です

- 町内に現存する老朽家屋等で、現在も汲み取り式の汚水処理を行っているなど、汚水処理人口普及率向上のため、さらなる啓発が必要です。

2 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換が必要です

- 野辺地町の水洗化率の約 26% を占める単独処理浄化槽（みなし浄化槽）について、家庭からの雑排水による水質環境の向上を図るため、合併処理浄化槽への積極的な転換が必要です。



合併処理浄化槽の普及、単独処理浄化槽からの転換を図り汚水処理人口の向上を図る！

主要な施策・取組

1 環境汚染や公害発生の防止

- 水質汚濁の主因となっている家庭雑排水の浄化対策として、合併処理浄化槽への転換を支援します。
- 町民の日常生活から発生する家庭雑排水による水質汚染の防止を図るため、町民の意識啓発のための PR 活動に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
合併処理浄化槽普及率	%	61.77	73.70



基本目標 5 活用して保全する環境

1 自然環境の保全と再生可能エネルギーの利活用の推進



現況と課題

1 自然環境

- 野辺地町は海や山などの自然豊かな環境があり、観光分野では大きな資源となっています。今後も経済活動との調和を図りながら、維持していく取組が必要です。
- 環境負荷の少ないエネルギーとして太陽光や太陽熱の利用を促進してきましたが、地域特性を活かした新たな再生可能エネルギーの利用を推進する必要があります。

2 環境に対する意識を啓発していく必要があります

- 地球温暖化や海洋プラスチックゴミの問題などを背景として、町民の環境に対する意識啓発を推進していく必要があります。

3 生態系を巡る課題

- 全国的にも希少な動植物が多数生息しています。しかし、地球温暖化や経済活動の進展などに伴って生息数が減少しているものもあります。これらの保護保全に向けた取組が必要となっています。

4 2050年までに脱炭素社会を国として進めています

- 我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会・カーボンニュートラルの実現を目指しています。グリーン成長戦略を踏まえるなど、野辺地町としても脱炭素社会に向けた各種対策に取り組む必要があります。



町内の風力発電施設

地域資源を利用した再生可能エネルギーを活用し、持続可能な低炭素社会をめざす！

主要な施策・取組

1 環境負荷の少ない社会の実現

- 野辺地町の恵まれた環境を守っていくためには、町民一人ひとりが環境に対する高い意識を持つことが必要です。環境へ理解を深めるための啓発活動を積極的に進めます。
- 次代を担う子ども達に対する環境教育を充実させ、学校や家庭、地域の中での自然環境や省資源、省エネルギーなどに対する意識を向上させる取組を進めます。
- 地球規模で温暖化が進む中、環境負荷が低い社会を築くことが求められていることから、これまで以上に再生可能エネルギーの導入を推進します。
- 化石燃料に頼らない、風力発電や太陽光発電等のクリーンエネルギーの導入促進に努めます。

2 循環型資源の活用

- 野辺地町にとって海・山といった自然資源は、地域資源として当町の活性化に大きな役割を果たしています。循環型の資源である海や森林の積極的な活用を図ります。

3 自然景観の維持

- 町内の農地は遊休農地化や荒廃が進んでおり、地域の自然景観を損ねるだけでなく、治水や防災といった公益機能も失われつつあります。農業者や土地所有者だけでは解決できない問題になりつつあることから、農地の集約化や営農組織による耕作への転換に取り組みます。
- 町内の河川では、樹木や雑草の繁茂が進んでおり、景観への影響だけでなく、有害鳥獣の営巣地となるなど他方面へ影響が及んでいます。町民だけでなく町外からの来訪者が多く目にする景観であるため、関係機関と連携してその改善に向けた取組を進めます。

4 希少動植物の保護

- 野辺地町の自然環境が育んできた希少な動植物の保護に向け、町民や関係団体と協働した取組を進めます。

5 二酸化炭素の発生抑制

- 地球温暖化防止対策として、二酸化炭素の削減に努めます。
- 家庭でもできる身近な温暖化対策のPR活動に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
民間資本による大型の再生可能エネルギーの新規誘致事業所数	事業所	0	1

2 廃棄物処理とリサイクルの推進



現況と課題

1 家庭ごみを減らしていく必要があります

- 家庭ごみの1人当たりの排出量が多く、更なるごみの減量化が求められています。
- 資源としての再利用を推進する取組が必要です。

2 廃棄物処理施設の老朽化対策が必要です

- 一般廃棄物最終処分場の老朽化に対応するため、長寿命化計画を策定し、施設の延命化を図っています。今後の財政負担等も踏まえた対策を検討していく必要があります。

3 不法投棄を減らす対策が必要です

- 空き地や河川敷、森林へのごみの不法投棄などに対する苦情が寄せられています。不法投棄防止の取組を推進する必要があります。



環境意識の向上に努め、ごみ減量化による循環型社会をめざす！

主要な施策・取組

1 ごみの不法投棄の防止

- 不法投棄の監視を強化し、ごみの不法投棄の防止に努めます。
- 環境美化運動への意識の向上を図るため、町内一斉清掃の実施に努めます。

2 ごみの適正な処理

- ごみの分別、再資源化など適正処理の推進に努めます。

3 3つの「きる」⁶運動の推進

- 食品ロスの削減により生ごみの減量を図るため、3つの「きる」運動の普及を推進し、ごみの減量化を図ります。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
再生可能な資源のリサイクル	%	10.6	16.0
一般家庭可燃ごみ排出量	t	2,592.66	1,905.85

6 3つの「きる」とは、「食材は使いきる」、「作った料理は食べきる」、「生ごみは水気をきる」のことを指し、食品ロス削減と生ごみの水切りへの取組を推進する運動のことです。

基本目標 6 メリハリのある行財政

1 協働のまちづくりの推進



現況と課題

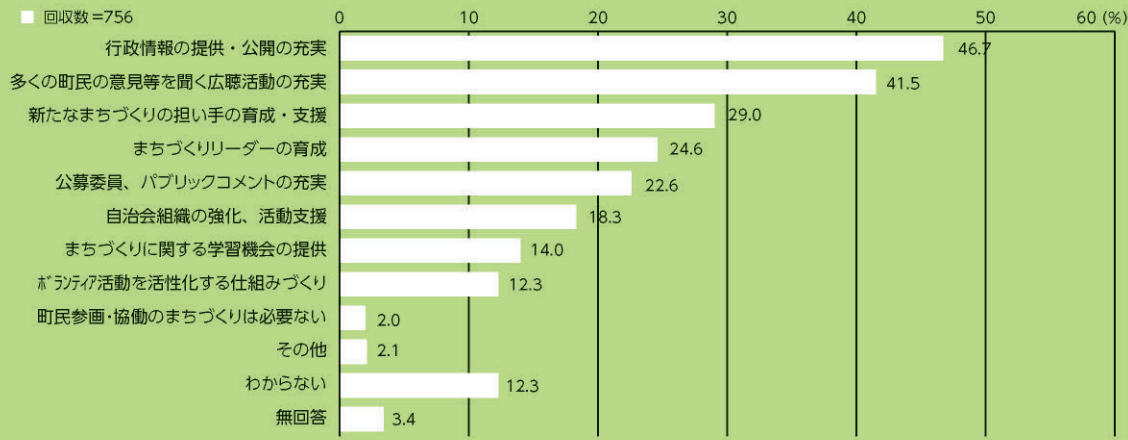
1 活発な自治会活動を維持していく必要があります

- 現在、野辺地町には 23 の自治会がありますが、自治会によって多少の違いはあるものの、ごみの回収やお祭り、防災、環境、広報紙配布等の観点からも重要度は増しており、今後も活発な活動が維持できるように支援していく必要があります。

2 のへじ♡ファン ミーティングを継続していく必要があります

- まちづくりの中心は町民です。町民が自らの町をどのようにしていきたいのかを考えるきっかけとなる機会をつくるのが役場の仕事であり、「のへじ♡ファン ミーティング」を開催しています。こうした取組を継続して実施するとともに、情報を共有しながら協働のまちづくりを進めていく必要があります。

【町民参画・協働のまちづくりのため必要な取組】



資料：まちづくり総合計画策定のための町民アンケート調査結果報告書

自分たちの地域や町のことを
自分たちで考え行動することをめざす！

主要な
施策・取組

1 町民の声のまちづくりへの反映

- 「のへじ♡ファン ミーティング」、ホームページや SNS 等へのメールを通して、町民の意見聴取に努め、町民の声をまちづくりに反映するよう努めます。
- 各種計画や構想の策定の際には、パブリックコメントにより町民の意見を集め、計画や構想に反映できるように努めます。

2 行政と町民による協働のまちづくりの推進

- 行政と町民が手を取り合い、お互いに支え合う協働のまちづくりを推進します。
- 各種団体の取組について、まちづくりの理念と合致する活動については、町民が主体となった活動を支援します。
- 災害時等は、行政と関係機関、消防団や地域住民が連携し、地域住民がその地域に住む子どもや高齢者を守る自治意識の醸成に努めます。

3 ボランティア活動の支援

- 社会福祉協議会のボランティア連絡協議会と連携し、ボランティア活動の支援に努めます。
- 災害時には、社会福祉協議会が窓口となり、ボランティアセンターの開設やボランティアの受入れを行い、スムーズな災害ボランティアセンター運営に努めます。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
のへじ♡ファン ミーティング の開催数	回／年	6 回／年	8 回／年

2 広報・広聴の充実



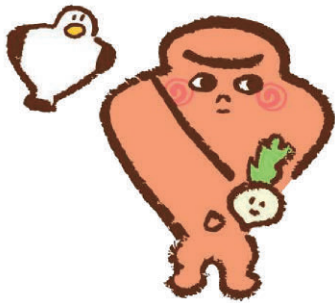
現況と課題

1 必要な時に必要な人が情報を得られるようにしていく必要があります

- 協働のまちづくりを進めていくためには、必要な情報が必要な人に行き届いている必要があり、はじめの一步と言えます。こうした観点から、まずは情報提供のあり方を見直す必要があり、“検索”すればすぐに欲しい情報にたどり着くような情報の整理が必要です。
- 人権意識の啓発や男女共同参画を推進していく上でも、知りたいことを知りたいときに、知りたい方法で“知る”ことができるよう、これまでの手法にとらわれずに事業を推進していく必要があります。LGBT や外国人など、近年の社会的動向を踏まえた対策も検討していく必要があります。



じ〜の



縄文くらら

縄文くらら

多くの町民の声に耳を傾け、 適時・的確に情報を届けられる体制をつくります！

主要な施策・取組

1 「広報のへじ」の充実

- 町民の行政への関心を高めるため、広報紙に掲載する内容の充実や、町民に親しまれる紙面づくりに努めます。その他の情報発信の方法として、ホームページや SNS と併せて運用することで、情報発信力の強化を図ります。

2 町ホームページについて

- ホームページは広報と並ぶ町の情報ツールとして、最新の町情報を常に町民へ提供できるよう、内容の充実に努めます。
- 町民が訪れて、見やすい、探しやすい、わかりやすいホームページの提供に努めます。

3 情報発信について

- ホームページと SNS は、町内外へ最新の情報を提供する手段として、災害時だけではなく日常的に閲覧してもらえるように内容の充実に努めます。また、災害時等において、正確な情報を町民にいち早く提供できるように、ホームページと SNS の周知・登録を図ります。

4 PR キャラクター「じ〜の」、「縄文くらら」の活用

- 町の PR キャラクター「じ〜の」や「縄文くらら」を活用し、町内外の各種イベントを通して町の PR に努めます。
- 「じ〜の」や「縄文くらら」の啓発グッズを作成、配布し、より野辺地町を身近に感じてもらえるよう町の PR に努めます。

5 広聴活動の充実

- 住民意向の把握などに努め、住民の声が行政に的確に反映されるよう広聴活動の充実を推進します。

達成目標

指標	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
町ホームページの閲覧アクセス 全ページ数 (年間)	回	494,278	500,000
SNS の登録者数	人	約 60	200



3 計画的・効率的な 行財政運営の推進



現況と課題

1 歳入確保に努め歳出を抑制していく必要があります

- 歳入の確保について、公平性・公正性の観点から、滞納処分を引き続きしっかりと行っていく必要があります。
- 使用料や手数料など、受益者負担の適正化を図っていく必要があります。
- ふるさと納税の推進や町有地・公共施設の活用等による歳入確保策について、先進事例を踏まえた取組を行っていく必要があります。
- 企業誘致や移住促進など、減少する人口問題対策に対して税収の面からも対策を講じ、歳入確保に努めていく必要があります。
- 役場内の仕事について、引き続き無駄を省き、AI や IoT 等の情報技術を活用した効率化を推進し、行財政改革を実施して歳出抑制に努めていく必要があります。

2 スマート自治体へ転換していく必要があります

- 平成 30 年、総務省から「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告書が公表されました。この報告では、我が国の 2040 年の最大の問題を「労働力の絶対量が不足」することとしています。人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要としており、スマート自治体への転換を喚起しています。
- スマート自治体への転換条件としては、「破壊的技術（AI・ロボティクス等）を使いこなす」ことと、「自治体行政の標準化・共通化」が挙げられています。
- かつての右肩上がりの経済成長が見込まれた時代の自治体運営は終焉を迎え、価値観や発想を大きく転換していく必要があります。
- Society 5.0 で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。こうした社会変化に対応していくための取組が重要となります。
- 国が推進するデジタル社会の実現に合わせ、当町もデジタル化に取り組む必要があります。

3 SDGs への取組を推進していく必要があります

- 持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。
- 野辺地町においても、役割を重要視し、SDGs への取組を推進していく必要があります。

長期的な視点のもと 新たな技術や手法を取り入れ不断の改善をします！

主要な 施策・取組

1 業務改革の推進

- 持続可能な行政運営の実現と行政サービスの質の向上を目指すため、事務事業の効果、優先度、重要性などを検証し、経営的視点を取り入れた業務改革を推進します。
- 情報システムの適正な運用や事務フローの見直しなど、業務の更なる効率化に努めます。

2 職員の人材育成と定員管理

- 職員の政策立案や政策法務などの能力向上と地方創生の担い手にふさわしい人材の育成に取り組めます。
- 人事評価制度の適正な運用を図るとともに、職員意識の向上と能力開発に努めます。
- 組織体制や分掌事務を常に点検し、定員適正化計画に基づき、適正な職員定数の管理に努めます。

3 民間活力及び ICT の活用推進

- 事務事業の民間委託や指定管理者制度の活用積極的に取り組みます。
- 各種情報システムや自治体クラウドの導入など、業務の効率化・省力化とコスト削減を図るための ICT 活用を検討します。

4 健全財政の確立

- 事業の効果、優先度、重要性について検証を行いながら事業の重点化を進め、その必要財源については国県等の補助制度を有効活用し、新たな財源の捻出に努めます。
- 受益者負担の適正化・公平性の観点から、使用料・手数料等の検証と見直しを行います。

5 公共施設等の総合管理

- 公共インフラや公共施設の最適な配置に向け、総合的かつ計画的な管理に努めます。
- 新庁舎については計画的に建設を推進します。

達成目標

指標	単位	現状値（R1）	目標値（R7）
経常収支比率	%	102.9	99.0

4 広域行政の推進



現況と課題

1 広域行政体制の維持・推進

- 新たな高速交通機関の整備などに伴う町民の生活圏の拡大や生活・文化ニーズの高度化・多様化や地方創生の実現の推進などにより、広域行政が担う役割はますます重要になっています。
- 当町は、隣接する横浜町、六ヶ所村との2町1村で組織される「北部上北広域事務組合」に、消防業務をはじめ、病院、一般廃棄物焼却場、斎場、福祉施設の運営等を共同処理させており、消防業務に関しては、上十三地域4消防本部（十和田、三沢、北部上北、中部上北）により、平成28年4月からの消防指令業務を共同運用しております。
- そのほか、「下北地域広域行政事務組合」において、し尿処理を、「上北地方教育・福祉事務組合」において一部社会教育や社会福祉分野の事務事業を、また県内全市町村による「後期高齢者医療広域連合」において医療保険事務を、それぞれ共同処理しています。
- 平成24年10月には、「上十三・十和田湖広域定住自立圏」の形成協定締結がなされ、中心市である十和田市及び三沢市はもとより、近隣町村とも連携・協力しながら、人口定住を図ることとなりました。
- 今後も、広域的な行政課題に対応していくため、既存の広域行政組織も活用しながら、事務事業の共同化や連携強化を図り、スケールメリットを見出していくことが求められています。



上十三消防指令センター

単独の自治体でできないことを
広域行政でできるような体制を維持・構築していきます！

主要な
施策・取組

1 広域行政の推進

- 広域行政の必要性や組織の役割などについて、町民への一層の啓発を図ります。
- 環境の変化や町民ニーズの多様化に対応した、広域的な組織体制の整備と施策の展開を図ります。
- 上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、連携事業の推進を図ります。
- 町政と広域行政とのさらなる連携を図り、行政運営と圏域の活性化に努めるとともに、構成市町村として積極的な関与を果たしていきます。
- 観光、農林水産業振興、広域交通、土地利用など、広域的な重点課題での連携事業の推進に努めます。

2 推進体制の強化

- 自治大学校研修や県実務研修などを通じて、行政職員間の人的交流を図るとともに、広域的な重点課題の解決に向けて、関係団体やグループの相互交流を促進します。
- 既存の協同・連携事務事業の再編や、新たな協同・連携事務事業の実施に向けて研究を進めます。
- あおもり移住・交流推進協議会等に参加し、移住・交流推進に向けて広域的に取り組めます。

達成目標

指標	単位	現状値（R1）	目標値（R7）
広域行政の連携事業数 （上十三・十和田湖広域定住自立圏）	事業	32	現状値より増加

Ⅲ 資料編

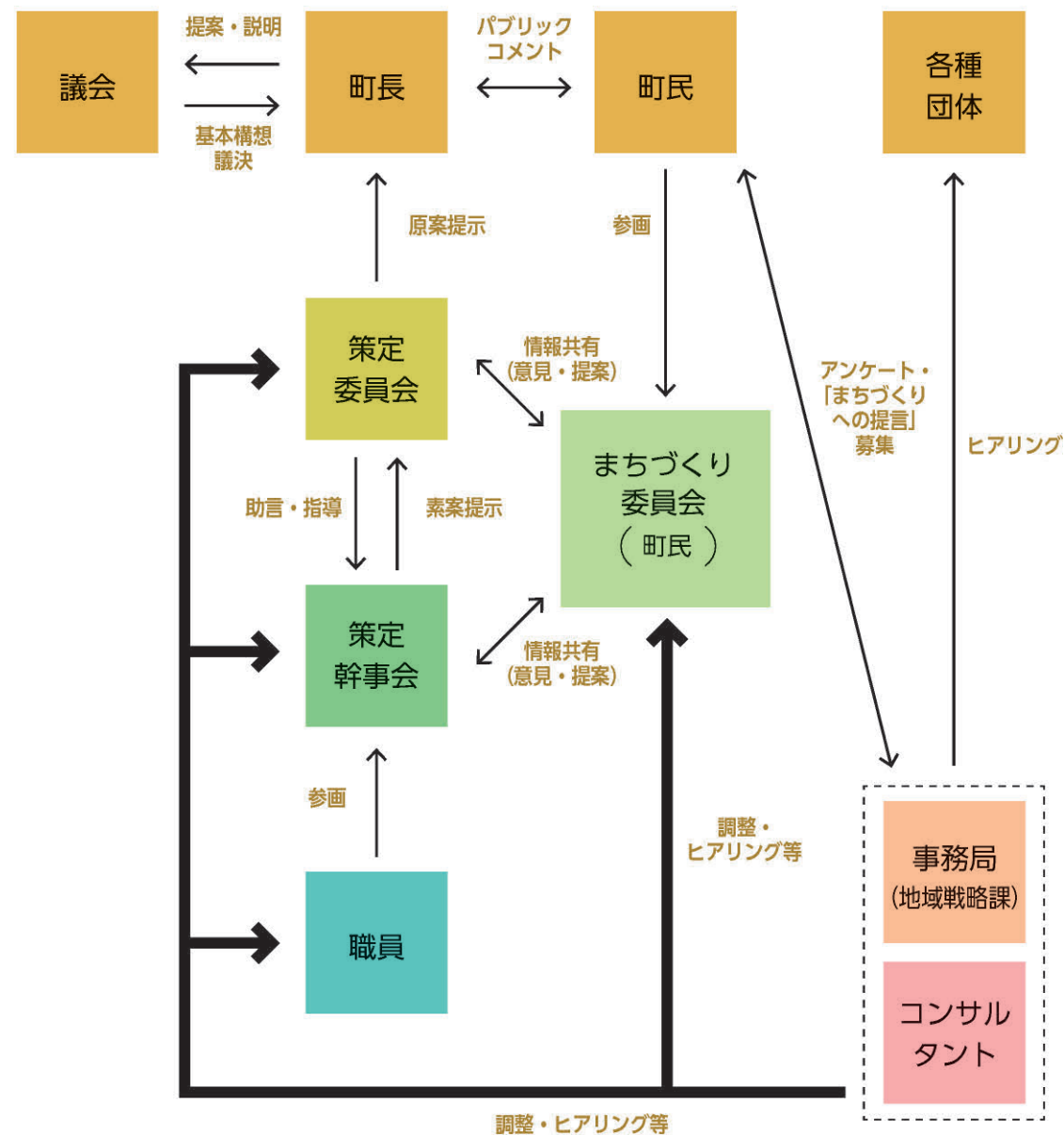
1 用語解説

用語	解説
あ行（ア行）	
IoT（アイオーティー）	Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれることもある。建物、電化製品、自動車、医療機器など、パソコンやサーバーといったコンピュータ以外の多種多様な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りすること。
ICT（アイシーティー）	Information and communication Technology の略で、「情報通信技術」を指す。
UIJ ターン	「U ターン」とは、地方から都市部へ移住した者が再び地方の生まれ故郷に戻る現象を指す。「I ターン」とは、出身地とは別の地方に移り住む、特に都市部から田舎に移り住むことを指す。「J ターン」とは、地方から大都市へ移住した者が、生まれ故郷の近くの（元の移住先よりも）規模の小さい地方大都市圏や、中規模な都市に戻り定住する現象を指す。
空き家バンク	空き家情報を集め、希望者にインターネットなどで発信する仕組み。
AI（エーアイ）	Artificial Intelligence の略で、人工知能と訳されている。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたもの。
SNS（エスエヌエス）	Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。
LGBT（エルジービーティー）	Lesbian（レズビアン）（女性の同性愛者）、Gay（ゲイ）（男性の同性愛者）、Bisexual（バイセクシャル）（両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー）（性別越境者）の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者（セクシャルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われる。
か行（カ行）	
カーボンニュートラル	何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に、排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量である、という概念。
キャッシュレス決済	電子決済とも言い、商品またはサービスの代金の決済を、硬貨や紙幣などの通貨（現金）で支払うのではなく、通貨と同じ価値を持つデータの送受によって行う仕組み。
経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合を言う。 比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表している。

用語	解説
合計特殊出生率	「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
さ行（サ行）	
スマート自治体	スマート自治体とは、人口減少が深刻化しても自治体が持続可能な形で行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して職員でなければできない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験を AI 等に蓄積・代替することで団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行える自治体を指す。
制度の狭間	どの制度の対象にもならず、サービスの恩恵を受けられない状態を指す言葉。
Society 5.0（ソサイエティ 5.0）	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。
た行（タ行）	
タブレット端末	液晶ディスプレイなどの表示部分にタッチパネルを搭載し、指で操作する携帯情報端末の総称。
DV（ディービー）	ドメスティックバイオレンスの略。家庭内暴力ともいう。配偶者や家族に肉体的または精神的な苦痛を与える行為。
な行（ナ行）	
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。
は行（ハ行）	
ハザードマップ	「自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図」とされている。防災マップ、被害予測図、被害想定図、アボイド（回避）マップ、リスクマップなどと呼ばれているものもある。
パラダイム	ある時代に支配的な物の考え方・認識の枠組み。規範。
ビッグデータ	インターネットの普及や、コンピュータの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータのこと。
5G（ファイブジー）	第五世代移動通信システム。第 4 世代携帯電話（4G）あるいは 4GLTE の上位に位置づけられる次世代の移動体通信の通信方式の通称。



1 体制図



1 まちづくり委員会 委員名簿

	団体名	役職	氏名	備考
1	野辺地町商工会	会長	松山 隆志	委員長
2	野辺地町商工会青年部	部長	古林 和之	
3	野辺地町漁業協同組合	代表理事組合長	山縣 勝彦	
4	野辺地町水産研究会	会長	吉田 東	
5	ゆうき青森農業協同組合	野辺地営農 センター長	野田頭 一彦	
6	ゆうき青森農業協同組合 野辺地地区青年部	副地区長	原田 憲人	
7	野辺地町社会福祉協議会	会長	柴崎 民生	副委員長
8	(一財) 野辺地町観光協会	主事	山田 雅美	
9	野辺地町スポーツ協会	会長	上田 林治	
10	野辺地町子ども会 育成連絡協議会	会長	山崎 國雄	
11	ちーむ野 open	代表	前田 智子	
12	野辺地町文化財保護審議会	会長	吉原 久美子	
13	野辺地町金融団	幹事	工藤 秀樹	
14	野辺地町障害者福祉会	会長	能登谷 秀雄	
15		司法書士	藤谷 大樹	

2 策定委員会 委員名簿

	所属および役職	氏名	備考
1	副町長	江刺家 和夫	委員長
2	教育長	新渡 幹夫	副委員長
3	総務課長	高松 大樹	
4	財政課長	西舘 峰夫	
5	地域戦略課長	五十嵐 勝弘	
6	防災安全課長	五十嵐 洋介	
7	税務課長	秋島 祐成	
8	町民課長	富吉 卓弥	
9	介護・福祉課長	瀧澤 誠	
10	健康づくり課長	飯田 貴子	
11	農林水産課長	上野 義孝	
12	建設環境課長	濱野 徹	
13	会計課長	島谷 祐悦	
14	水道課長	杉山 実	
15	議会事務局長	七島 良嘉	
16	農業委員会事務局長	玉山 順一	
17	学校教育課長	山田 勇一	
18	社会教育・スポーツ課長	長根 一彦	
19	中央公民館長	小野 早苗	
20	野辺地消防署長	板橋 智明	

3 策定幹事会 委員名簿

	所属および役職	氏名	備考
1	総務課長補佐	二木 智徳	
2	財政課長補佐	古林 輝樹	
3	地域戦略課長補佐	安村 英彦	会長
4	防災安全課長補佐	川村 志信	
5	税務課長補佐	高山 幸人	
6	町民課長補佐	高松 睦子	
7	介護・福祉課長補佐	原 裕平	
8	健康づくり課総括主幹	吉田 真希子	
9	農林水産課長補佐	上野 優	
10	建設環境課長補佐	田中 仁	
11	水道課長補佐	木明 裕二	
12	学校教育課長補佐	飯田 満	副会長
13	社会教育・スポーツ課総括主幹	金ヶ崎 春明	
14	歴史民俗資料館総括主査	山崎 杏由	
15	野辺地消防署総括主幹	市ノ渡 康之	



3 策定経過

2019 年

年月日	経過内容	備考
8月26日～ 9月11日	まちづくりアンケート調査・ふるさとアンケート調査	
9月9日～ 9月10日	各課ヒアリング	
11月18日～ 11月19日	町長ヒアリング 各種団体ヒアリング (商工会・JA ゆうき青森野辺地営農センター・観光協会・ 体育協会・漁業協同組合・社会福祉協議会・自治会連 絡協議会)	

2020 年

年月日	経過内容	備考
6月15日～ 7月22日	「まちづくりへの提言」募集	
7月16日	第1回策定幹事会 ・会長及び副会長の指名 ・基礎調査結果の報告 (アンケート、第5次計画の達成度調査) ・各委員からのまちづくりに対する意見 第1回まちづくり委員会 ・委員長及び副委員長の指名 ・基礎調査結果の報告 (アンケート、第5次計画の達成度調査) ・各委員からのまちづくりに対する意見	
7月30日	第1回策定委員会 ・基礎調査結果の報告 (アンケート、第5次計画の達成度調査) ・各委員からのまちづくりに対する意見	
8月24日	第2回策定幹事会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画基本構想(素案)(案)審議 第2回まちづくり委員会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画基本構想(素案)(案)審議	

年月日	経過内容	備考
9月3日	第2回策定委員会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画基本構想(素案)(案)審議	
10月7日	第3回策定幹事会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(素案)(案)審議 第3回まちづくり委員会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(素案)(案)審議	
10月16日	第3回策定委員会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(素案)(案)審議	
10月30日～ 11月30日	パブリックコメント	
11月20日	議会全員協議会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画策定に係る進捗状況に ついて報告 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(案)について説明	
12月11日	町議会12月定例会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(基本構想)の議決	

2021 年

年月日	経過内容	備考
1月22日	第4回策定幹事会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(案)審議 第4回まちづくり委員会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(案)審議	
2月1日	第4回策定委員会 ・第6次野辺地町まちづくり総合計画(案)審議	

4 野辺地町まちづくり総合計画策定委員会等設置要綱

令和2年6月8日
告示第50号

第1章 通則

(目的)

- 第1条 第6次野辺地町まちづくり総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行うため、野辺地町まちづくり総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
- 2 前項に規定する策定委員会の補助機関として、野辺地町まちづくり総合計画策定幹事会（以下「策定幹事会」という。）及び野辺地町まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）を設置する。

第2章 策定委員会

(所掌事項)

- 第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を行う。
- (1) 総合計画（案）（以下「計画（案）」という。）を策定すること。
 - (2) 計画（案）に係る総合調整に関すること。
 - (3) そのほか計画（案）策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 策定委員会は、野辺地町庁議運営規定第2条第1項に規定する構成員（町長を除く。）をもって組織する。
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 委員長は、副町長をもって充てる。
 - 6 副委員長は、教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、地域戦略課において処理する。

(委任)

第6条 この章に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第3章 策定幹事会

(所掌事項)

第7条 策定幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画（素案）（以下「計画（素案）」という。）を策定し、策定委員会に提出すること。
- (2) 前号について必要な調査及び検討に関すること。
- (3) その他計画（素案）策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第8条 策定幹事会の委員は、課長補佐級以下の職員の中から町長が任命する。

2 策定幹事会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、町長が指名する。

4 会長は、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 策定幹事会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 策定幹事会の庶務は、地域戦略課において処理する。

(委任)

第 11 条 この章に定めるもののほか、策定幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第 4 章 まちづくり委員会

(所掌事項)

第 12 条 まちづくり委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画（案）の策定に必要な助言を行うこと。
- (2) 前号について必要な調査及び検討に関すること。
- (3) その他計画（案）策定に関し、必要な事項に関すること。

(組織)

第 13 条 まちづくり委員会の構成員は、町長が委嘱する。

- 2 まちづくり委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選とし、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 14 条 まちづくり委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出を求め、又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 15 条 まちづくり委員会の庶務は、地域戦略課において処理する。

(委任)

第 16 条 この章に定めるもののほか、まちづくり委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 8 日から施行し、総合計画が策定されたときに廃止する。

野辺地町町民憲章

私たちの町は、恵まれた自然と先人より受けついだ文化の香りたかい町です。

私たちは、心をあわせて「真実と友愛のあふれる明るく住みよい町」をつくるために、この憲章を定めます。

一、私たちは

烏帽子岳のような誇り高い文化と教育の町をつくります。

一、私たちは

野辺地川のような清い心と美しい町をまもります。

一、私たちは

十符ヶ浦のような大きい望みとゆたかな町をめざします。

一、私たちは

愛宕山のような温かい福祉と健康な町をきずきます。

一、私たちは

人の和を大切にし活力のみなぎる町づくりをすすめます。

昭和 5 4 年 8 月 2 8 日制定



第 6 次野辺地町まちづくり総合計画

発行／令和 3 年 3 月 青森県野辺地町地域戦略課
〒 039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地 123 番地 1
TEL : 0175-64-2111 (代表)
FAX : 0175-64-9594
ホームページアドレス : <http://www.town.noheji.aomori.jp/>